

ことである。

藩政の頃、水災地方では、役場に水防準備をすることとし、毎年正月元旦に繩や蓆や木材や石などを持參せしめ、今年の準備は之でよしと見當がついて初めて賀辭を交換せしめた所があると云ふが、今日自治制布かれて、却つて如斯用意を水難場所に見出す能はざるは、吾輩誠に遺憾とする所である。

尙今日は交通機關日を逐うて發達し、發電所の増設が盛んである、爲めに水路を閉塞したり、縮小したりすることが所々に行はれ、水路を横斷したり、水流を堰く所もあつて、爲めに大洪水や大氾濫を來たす恐れがある。此點に付ては、認可や許可の權限を有する官廳をして深甚なる注意をなさしむると同時に、各自治體は自ら周到なる注意を致すべきである。

吾輩は今日内務省の河川改修の無謀なることを前述したが、町村自治體の當局者に向つて、此點に深遠なる計劃を策せねばならぬことを敢て勸告するものである。

盜難防備

農事改良が行はれべくして行はれざる原因の中に野荒の爲めなるがある。果樹栽培の有利なるを知つて之を行ふ能はず、瓜類の栽培が有利であると知つて之をなす能はず、養魚をして可なる所に之が行はれぬは、盜難に災さるゝによる所がある。

支那の盜賊、朝鮮の不逞人に類する被害は我國には餘りないが、近時都會附近に於ては、所謂こそく泥棒が多くなり、民心に不安を感せしめつつあるは事實である。

如斯は盜難防備をすれば、盡く心配なしになることである。中には季節節約のものもあり、中には常設的のものもあるが、自治體の自治事務として民衆が其必要に悟り、協力一致其事に努めば、此災害に遠ざかることは比較的容易なりとする。

愛知縣北設樂郡稻橋村は、古來此訓練に慣れた所であり、此規約の嚴守さるゝ所であるが、殆んど盜難事項を今日まで聞いたことがない。

此種の訓練が反對に作用して、御料林の盜伐や、國有林の盜伐が屢々行はるゝは、我國の恥とすべきである。
吾輩は自治體の權威上より、斯ることなきを期し、孰れも生命と財産との保證を得ることにせねばならぬとする。

其 他

我國には風害の著しきがあり、地妖として震災の恐るべきがあるが、それ等は比較的不可抗力のものである。唯だ折々關東、東北を被害せし霜害は、之を防衛すに道を以てすれば出來ぬことはないものであ。るそれが出來ぬでも、其損害を輕減する道はあるのである。それは霜害保險の制を立つることであるとする。

吾輩は別に詳論する場合のあることを豫記して、今此項に詳説を避くるが、兎に角自治政に於ては、徒に民衆の努力を空くする災難を未然に防ぎ、或は損失を輕減する道と方法とに、相當の計劃をすべきことを力説してをく。

往年の關東地震以來、各地に自警團の設置が出來た。由來は支那人や朝鮮人の不逞を防止するのであつたらうが、之を地方民の災難防止に利用するは賢明の措置なりとする。若き人々、自治に目醒めたる人々、眞劍に地方振興に努力せんとする人々は、須らく自警團の存在を意義あらしめ、依つて以て災難より生ずる損害を未然に防ぎ、其損失を輕減することに工夫せねばならぬとする。同時に町村當局者も此處に思を輸して、自警團の存在に有終の美をなさしむる計劃を立てねばならぬとする。

110、農村の宗教

萬國無比の我國に於て、誇り得るものは我國體であるは勿論であるが、それに伴つて見逃がすべからざるは神社である。神社は各地に散在するが、その多い所、その尊敬さるゝ所、その形式が立派なる所に、我國民性の發露を見ることが出来るのである。

我國民には、人類は人類以上に向上が出来るとの信念がある。此信念は國民を優越に導くものであり國民を向上せしむるものでもある。神社は人類以上に認められた我祖先を祭る所であつて見れば、我國民が神社の神とする所は、宗教上の神と異なるは當然である。然し、其處に靈の生存を認めて、動かすべからざる信念を伴うて居れば、之を宗教と見るも亦不可なしであるとする。

吾輩は何處までも、又何時までも、吾人人類は人類以上に向上することが出来るとの信念を持たねばならぬとする。國のために、民衆の爲めに貢獻せしことの大なりし人を、人以上に認めて之を崇拜することは、人類をして向上せしむる至妙の方法でもあるとする。

故に神社を神聖視し、それが尊嚴を瀆さぬことによりて、國民の思想を善導することが出来、國家の民風を陶冶することも出来る。

此意味に於て吾輩は神社を我國民性陶冶の中心としたい、神社に對する信念を固う

して以て國民向上の道程とせねばならぬと主張する。

我國に於ける優良村には、神社中心で面白い成績を挙げた所が現に在る。愛知縣北設樂郡の稻橋村の如き、島根縣八束郡の熊野村の如き、三重縣阿山郡玉瀧村の如きは即さそれである。

寺は佛が本尊であり、佛は智と愛との權化であるとせられ居り、佛は永遠不滅の生命を有し、それを信することによりて何人も佛になれるとするが佛教の信仰である。佛教を擴張し、美化したるは釋迦であつて、釋迦を佛として崇拜するは佛徒である。靈の不滅を認めしめ、人類以上に向上の道程を示し、自他を美化せしむる所に佛教の價値が存在するとした丈けでも、寺はあつて然るべきであり、僧も亦あつてよいものであり、佛教の盛昌する事も亦結構であるとする。

特に佛教は長く我國の宗教であつた、爲めに佛教は我國體に同化し、我國民性に消化されて仕舞うたが故に、其處に比較的厄介がないことになつて居る。故に僧さへ確

つかりし、それに人格と識見とがあつて、人を説くに辯口があれば、佛教は確かに我國民性を陶冶し、國民思想を善導するに足るものであるが、それが近時振はぬ勝ちになつたのは、全く僧の墮落と見るべきである。

然し我國に於ては尙傳説があり、習慣もあるから寺院が教化の中心になつて居る所もあり、僧が思想善導の中心になつて居る所もある。吾輩は寺院の建造物が國寶になつたり、佛體が國寶に指定されることを喜ぶの愚を排斥したいとするものである。

宗教としての佛教が生き、佛教が生くる標徴として寺院の必要を認め、寺院よりして民風民心の改善が出来ることにせねばならぬとする。

會堂とか教會とかは、多くの場合基督教を説く所になつて居る、農村にはそれが比較的尠い。それは基督教が未だ我國體に同化せぬ點があるのと、之を説く人が未だ意を體現する能はざるに基因するとする。

今や我國に於て尤も大事とするは、國民精神の動搖であり、國民思想の變化である

我國が二千五百八十餘年の久しきに渡り、統治に變動なく、民族に變化なく、毅然として帝國の範を示し得たるは、忠孝を重んずる國民精神と、君國を尊重する國民思想が動かなかつた結果である。八田知紀をして、

いくそたひ かきにこしても すみかへる
水は御國の すかたなりけり

と讀ませしめたのは、全く我國民精神と思想とが動搖せぬ爲めであつた。

乍遺憾、今日は外來思想が入つて來た、世界的精神が流れ込むだ。或は迷ひ、或は惑ひ、或は自ら斷じ、或は自ら定めて以て得々乎として居る。而も遠く慮り、遙に察し、審に思ふの餘裕を持たぬが多い爲めに、動搖し、混亂し、濁化しつゝある。吾輩は眞理の存在する限り、道理の嚴存する限り、之を信じて疑はぬ用意を必要とする。

故に今日程宗教を要する時もなく、宗教が生きねばならぬ場合もないとする。信する信する者の前には疑惑なく、疑惑なければ所斷の勇が出るものである。今の世は盛

に文化生活を高調するが、信ずることの出来ぬ世界に文化は絶対に望むべきではない。安心立命の出来ぬ生活は決して文化生活ではない。世間動もすれば、文明の利器によりて文化生活が得られ、貨幣の偉力で文化生活が買へるものゝ様に考へてるもあるが、それは愚の骨頂であると、吾輩は敢て斷ずるものである。

農村は自然に抱擁される所であり、偉大にして犯すべからざる自然力に接してゐる所であり、限りなき自然の惠澤に浴し、恐るべき自然の力を體驗することが出来るのであるから、宗教に入り易く、宗教を解し易く、宗教を信じ易い。故に農村の思想と精神とを善導し開發せんには、須らく宗教に對する觀念を深うし、其施設に遺憾なきを期して、以て農村の宗教を盛ならしむる事は、農村計劃として忘るべからざる一大事であるとする。

古人が人を植うれば必ず其所に産神を安置したるは面白いことであり、則るべきことでもある。貴賤貧富の差別をせぬ寺院を建てたのも、其意のある所は貴ぶべく、又

た以て學ばねばならぬことでもある。

近時農村の疲弊困憊、其極に達せりと云ふが、隨に事實を認めねばならぬ所もあるが、中には夫程でなくも民心の頹廢がそれを助成し、民意の鎖沈がそれを醸成するもある。吾輩は國家の今日に際し、何よりも民心の作興、民心の肅正を先決とする者であると同時に、農村の振興にもやはり農民の精神作興と風紀の肅正を先決と主張するものである。

民心の作興にも、民風の肅正にも、強き、堅き、而も何物にも恐れぬ信念が根柢とならねばならぬは云ふまでもないことである。其信念の獲得、養成は種々の方法によるべきも、吾輩は宗教によりて之を得るを便なりとする。

信念さへあれば難關に堪へることも出来、之を切り抜けることも出来、之を展開することも出来、之を排除することも出来るのである。現に信念ある農民は窮して居らぬ、窮乏に苦しみながらも靜に之に堪へて切り抜ける勘考をして居る、人に救助を求

むることをせずして、己が力を養うて之を突破する用意をして居る、他を頼まずして自ら力を集めて之を排除しつゝあるのである。同時に與へられたる権利の前には勇敢に戦ひ、保證されたる義務に對しては立派に其責務を果すのである。其操守固きが故に敢て他に擬するを屑とせず、己を信すること厚きが故に漫りに他の煽動に乗らぬ。目醒めたる農民、覺醒したる農夫は、如斯して出來、如斯して人格を認められるのである。故に吾輩は農村の今日を見て、痛切に農民が宗教に生きんことを慫慂せざるを得ぬのである。

多くの論者の如く、單に物質的に農村振興を考へたり、經濟的にのみ農村振興を計らんとするは、未だ以て楯の全面を見るものではないとする。斯る農村振興は勞して效なく、功德も永續せぬとする。

故に農村振興に計劃を立てんものは、須らく民心の作興と民風の肅正に努力すべくそれには宗教を鼓吹し、宗教の施設に遺漏なきを期すべしとする。吾輩は意中を詳説

する暇なく、又た筆なきを遺憾とするが、此事の一大事であることを重ねて記しをく。

一一、地方改良

諺に一利を上ぐるよりは一害を除けといふことがある、蓋し眞理である。

明治天皇の五ヶ條の御誓文中にも、舊來の陋習をやぶり天地の公道に基くべしとある。

我國には、國が古い丈けそれ丈け多くの陋習があり、都市に比して農村は古い歴史を持つて居る丈けそれだけ澤山の陋習がある。

今日何人も問題として惱みつゝある二重生活の如きも改善せねばならぬ陋習であるが、之は歴史が新らしいものである。古くて普遍的の陋習悪俗は消費經濟に無頓着なことであり、交換經濟に幼稚なことであり、經濟と道德とを併行するに拙なることである。

我國の冠婚葬祭に無駄が多いこと、社交に餘計なことをせねばならぬこと、日常生活に徒費の多いことなど何人も氣が付て居て、而も改良が容易ならぬことも認めて居る。

斷行すべきことが出來ず、敢行せねばならぬことが出來ぬは、一は知識の幼稚なるに由るもあるが、方法手段に盡くさぬ點が多いからである。

愛知縣知多郡富貴村では葬式に酒を出さぬことに申合せをしたが、實行は容易でなかつた。それは資産ある人にとりて極めて有利なるも、無産者にとりては益する所が尠かつた爲めである。そこで同村では資産に應じて節約し得る費用の幾分を村の基本財産に寄附せしむることにした、それで實行が出来る様になつたと云ふが、面白いではないか。同村では大正四年に起算して、今後四十年間實行すれば、それによりて出来る基本財産は、勿驚二十八萬三千圓になることを知つたので、同村民は更に勵行すべく、役場に葬儀係さへ置くことにしたのである。尙婚禮の宴會は夜の十二時限りと

制限したので、之れでも同村民の利することは多大であると噂されて居る。

三重縣阿山郡矢持村では農家組合を組織し、農業部、社會部、交通運輸部、販賣部會計部を設けて村民の能率を増進して居るが、就中社會部では冠婚葬祭に贅費なからしめて、其費用の一部を寄附せしめ、尙接待用の家具は之を組合に備付けて、共同使用をなさしめて居る。勿論如斯事が勵行する、には共同心の發達が原因をなすは當然であるが、亦組織が然らしむる事も見逃がすことの出来ぬことである。

秋田縣山本郡柳村では、飲酒の弊を矯正せんとして宣傳力説をして見たが効果を見ることは容易でなかつた。そこで家屋改造の計劃を立て、日掛貯金の制を發表した所が、飲酒の弊は自ら矯正さるゝ様になつたと云ふ。農村としては賢明な方法であり、面白い社會改良の事業であつて、獨り柳村に於てのみ行ふべきことではないとする。

島根縣鹿足郡では昨今漸く汽車を見る事が出來た程不便な所である、其處の青原村は醫師がなく藥を得るに便なき爲めに、村民は永く不安に置かれて居つた。同村で

は遂に産業組合の利用組合で病院を設け、村民に衛生上の安心を與へた爲めに、村民の健康状態が良くなつたと云ふが、斯ることは農村としては是非やらねばぬならことである。

廣島縣双三郡三良坂町は、地圖で見ても所謂山間の僻地であるが、夙に中學程度の學校を設けて教育上の利便を供し、近くは運動場を設けて村民の健康に資し、神社と寺院とを神聖にして村民思想の安定をはかつて居る。故に同町は僻地に比して有爲の人材が生じ、町民も進歩して居る。又た規律もあれば、進取の氣象にも富むで居る。殖産興業に努力すべきは勿論であり、農村と住民との収入増加を計るべきことも必要であるが、拙な所に抜け穴があり、下らぬ所に漏るゝ所があつては、所謂勞して功なく、働き損の疲れ儲けに終るの馬鹿を見るは、賢き人の忍ぶべからざる所である。故に吾輩は地方改良の必要であり、有利なることを切言し、之が實行の方法に賢からんことを憑愆するものである。戊申詔書の煥發されし當時、官民の間に油然として

地方改良の聲起り、都鄙力を併せて其事に努めんとする民風を見たが、やがて民力涵養と標語が變つた。それは目前を新にする方便であり、人心を更新せん手段であると思ふが、吾輩は爲政者の終始一貫する氣力なきを遺憾とするものである。

今更政府が財政行政の大緊縮に苦心慘憺たるは諒とするも、國民を道具視する悪い癖が治らぬ限り、斯國家を更新することは出来ないとする。同時に我國民が弊風の恐るべきに自覺し、陋習の恥づべきに目醒めて、自制自助することが出来ない以上、斯國民は向上すまいとする。

事の善惡は別問題として、吾輩は米國の爲政者が禁酒法を宣布し、之を勵行せし勇氣を嘆賞するものである。丁抹國民が祖國の歴史に目醒めて、科學と組合とを以て自ら向上せし勇氣を羨望する。

萬國の間に介在して、他の長を採り自己の短所を補ふを以て國是とする我大和民族萬國に超越して萬世一系の皇國を創成せし、我日本國民、彌榮の大道を踐むで年々歳

々發展の歴史を有する我皇國臣民は今正に覺醒せねばならぬのであり、更始一新を敢てせねばならぬ時に臨むで居るのである。

吾輩は町村當局者が擧つて此事に對する計劃を立て、萬難を排して實行の道程に上らんことを切望して止まぬ。同時に農村振興の聲喧しき折柄、先づ自己の陋習を打破するにあらずんば、政府も議會も一般社會も農村に同情するものに非ずとの自覺が、農村住民に出來ねばならぬとする。

今日の如く、自己の缺點と短所とを棚に上げて、徒に他に救護を叫んだり、振興の對策を單に人に望む様では、百年黄河の清澄を待つに等しかるべしとする。

無駄がなくなれば、働くべき時間が出る、事をなすに必要な費用も出る、勞力も生れて来る、頭も有効に使へることになる。何んぞ我國民の短命を嘆くの愚をなすを要せん、又た何んぞ我國民の貧乏を苦にする馬鹿を見ん、今更勞力の缺乏を叫んだり賢い考が出て來ぬと泣事を云はんやである。

今日政府は緊縮方針を採ると評判され、府縣も之れに準せんとして居る。吾輩政府のなす所を詳にせず、又た府縣のする事を承知せずと雖も、我國民には緊縮の餘地ありと認め、農村に改良の事項多きは之を指摘し得るとする。

國難到來の今日は正に思切つた革正を試むべき機會であり、陋習打破の好時季である。政府と民間、都市と農村と相俟つて、舊來の陋習惡俗を一掃するを得ば、我帝國は新たなる進展を見るのである。同時に我農村は自ら振興するの道程に上り、農村文化の花咲く將來を迎ふことも出来るのである。

目醒めし農村が此事に努めし事蹟は顯著である、敢て蠢々せず姑息せず、躊躇する所なきを切言する。特に町村當局者と農村振興を念願する人に勇往邁進せんことを切望する。

一一一、隣保團結

明治廿一年、我帝國憲法の制定に次で發布されし自治制度の樹立に際し、明治天皇の勅諭に

朕地方公共の利益を發達せしめ衆庶臣民の幸福を増進せんことを欲し隣保團結の舊慣を尊重して益之を擴張し更に法律を以て權義を保護する必要を認め茲に市制及町村制を裁可して公布せしむ

とある。

隣保團結は我國の舊慣であつて、特に農村固有の美風である。之れによりて地方公共の利益を發達せしむることも出來れば、衆庶の幸福をも増進することが出来る、思へば向ふ三軒兩隣は親類にあらず、又た縁者でもないが、事あれば援け助けて行く、喜ぶべきことがあれば祝ひ合ひ、悲しき事があれば互に慰め合ふ。家と家との間隔が、よし數間數十間乃至數町數十町を有すと雖も心に隔りなきが、農村生活の長所であり、それが農村生活の特徴であり、それによりて農村の寂寞が忘れられねばなら

ぬのである、平和は其裡に生れ、幸福も其内より得られるのである。

歐洲の大戦が齎せし大慘害に目醒めし文明人は、今更の如く物質文明の味氣なきに呆れて精神文明の貴きを知つた。彼等は俄に國際信義を重んじ、正義人道を叫んで、遂に華府會議を起し、軍備縮小の相談を纏め、盛に國際間の親善を求むるに至つたのは、隣保團結を國際間に擴張したものである。

世界の平和、人類の幸福は、四通八達の便利では得られぬ。人肩相摩するの繁華な街の中では、必ずしも得らるゝものではない。まして享樂場裡に之は求むべくもあらずであり、金銀財貨で以て購ふべきものではないのである。見よ、世界の凡る都市の様を、都市生活をなす人々の様を、撤廢せんと努力しながら得ざる階級の爲めに争ふことの多きを、各自の分業によりて營利を競争することの悲惨事を、人格の平等を叫むで互に相陥擠しつゝある修羅道を。それが果して文明の聲であらうか、文化の光りであるであらうか、果せる哉、大戦争を誘起し、其結果の悲惨に驚き、平和と幸福

とが因つて來る所に目醒めたではないか。

實にや隣保團結は農村固有の文明であつて、尤も新らしき時勢の文明である、物質文明の弊に目醒めて來れば、當然求めねばならぬ。憧憬せねばならぬ精神文明であるのである。何となれば隣保團結は人情の醇厚に基くものであり、親切なる心に育つものであり、人間味の表はれでもあるからである。

故に農村文明の建設に志すものは、先づ隣保團結の舊慣を尊重して益之を擴張し、大字に及ぼし、町村に及ぼし、今日の自治體は少くも一家族の如くならねばならず、なさねばならぬのである。

農村生活によし衣食に美はなくても、建築物の宏大は見るべからずであつても、住めば都にまして心安く、氣も裕に、何處となく暖く覺え、何んとなく住み心地よく感ずる所に、農村生活の幸福はあるのである。否な人生の幸福、人間社會の極樂が存在するのである。

されば農村の人は、自己の文明に目醒めて、益其文明の向上をはからねばならぬ。それには先づ隣保團結の舊慣を尊重せねばならず、之が擴張をはからねばならぬ。些々たる感情に制せられて争つたり、僅少の利害によりて衝突することは避けねばならず、遠慮せねばならぬのである。宛然一家の家族が家庭の平和の爲めに我慢し合ふが如く、寛容し合ふが如くあらねばならぬとする。

昔は我國に五人組制度があつて、之によつて隣保團結の訓練が出來たものである。五人組制度は封建時代の產物であるが、よく秩序立てられ、組織立てられて居る。今日の如く選挙制ではなかつたが、組長は確かりした人が任命され、組合員はよく組長を理解したものである。教育も交通も通信も衛生も、勸業も宗教も警備も納税も、上諭下達、下意上達も遺憾なく出來たものである。斯る簡單なる、而も行届ける組織は西洋の自治制に見出すことが出來ぬのであつて見れば、之を採用することにより、之が運用如何によりて、我自治制は妙味を覺えしめ、世界に冠たる自治の成績も上げ得ら

る、筈である。

我國に於て自治制發布の當時は、七萬四百卅五の町村があつた、それでは自治をなすに餘り貧弱なるものもあると云ふので、之を一萬三千三百四十八ヶ町村に合併したのである。爾來、折にふれ、事に應じて町村合併を敢行し、今日では一萬二千有餘を數ふることになつたのである。故に當時の町村に比して今日の町村は其區域が大きくなり、人口戸數も多くなつて來て居る。中には地勢の關係上、或は風俗習慣の相違によりて、未だ一町一村の氣分になることが出來ずに居る所もある。特に當時合併を急ぎし爲め、厄介な財産統一を後廻しにした爲め、今日尙部落有財産があつて、町村有の財産が出來ぬ所もある、それが爲め一町一村の事業が思ふやうに出來ず、而も部落の觀念が抜くべくもあらずと云ふ所もある。それやこれやにて、我國に於ては自治制實施以來、既に卅有餘年を経過して、未だ自治の成績に見るべきもの尠く、其功德を享有する所も亦少い。而も舊慣打破がよいことの様に思はれ、思うて尊重すべき五人

組制度の破壊を敢てした所が多いのである。其弊之に代はるべき新らしき試みをせぬので、人心の統一が出來ず、事業の共同が出來ずして、徒に煩悶し苦勞してゐるものもある。

當年の隣保團結は確に五人組制度によりて出來、それによりて發達もしたのである。町村の區域が狭い當時、事業の尠かりし當年、人情の淳厚なる昔ですら、五人組制度の如き實行機關があつたのであれば、町村が大きくなつて治め難くなり、戸數人口が殖えて統一し雖くなり、仕事が増えて繁雜の結果纏め難くなればなる程五人組制度の如きは必要となるのである。若しそれが無いといふのを新らしきを採用せねばならぬのであるに、五人組制度を棄て、之に更はるものを採用せぬは、宛然夏になつて綿入れをぬいだぐ裸で居ると同様で、座敷へも人前へも出られぬと云ふのと同様である。何んぞ、それ愚なるや。

賢き農村、賢き人の居りし農村では、今も尙五人組制度を生かして居る、島根縣八束郡岩坂村の如きはそれである。同村は島根縣の優良村であり、村内の平和と、住民

の幸福は他の羨望する所であるが、それ全く五人組制度を生かして居る爲めである。實行せねばならぬと、約束したことは、皆判取帳に上せて組合員の判を取つて仕舞ふ。若し判を押して實行せねば信用がなくなり、制裁を受けることになる。故に大小のこと、輕重何れも實行される、それが同村をして今日あらしめた所以である。

當年鹿兒島の知事たりし加納子爵は、農事改良を普及せしめん方便にと實行組合を奨励された。五戸七戸なり、近所隣りの纏り易き一組にして之を實行組合或は小組合として、農事改良を實行せしめた。爾來鹿兒島縣の農事は大に發達し、世間も加納子爵の着眼と其手段の巧妙に驚いたものである。

其後各府縣に於て、或は農家組合と名付け、或は小組合と稱し、或は實行組合と云ふと雖も、孰れも纏り易い團體をつくるは同じである。即ち五戸を一組にするもあり或は七戸を一組とするもあれば、十戸十二戸を、或は廿戸卅戸を一組とするもある。之によりて農事改良を行ひ、共同經營をなさしめ、納税の世話もし、地方改良の事も

やらす事になつて、何れも相應の成績を收めて居る。それ故に當年の五人組制度を生かさぬ所では、先づ之等小組合をつくり、小より大に及ぼす遺を講じ、兼ねて隣保團結の美風を養成し、その訓練をなさねばならぬとする。

町村を合併して、大なるが故に纏まらぬと云ふは愚である。人口戸數多きが故に共同をせぬと云ふのも、未だ方法を盡さぬ爲であるとする。仕事が増えて來た爲め行届かぬと云ふものあらば、之も亦智慧のないことであるとする。簡より繁に入り、小より大に及び、易きより難きに赴くは、物の順序であつて見れば、今日の如き自治體の狀態では、蓋し五人組制度を生かすか。然らざれば小組合をつくるに限るとする。

福岡縣糟屋郡青柳村は、小組合が基礎になつて改造された農村であり、三重縣名賀郡矢持村は農家組合によりて、組織だつた共同分業に親んで農村の疾弊を知らずに居る。如斯例は、殆んど枚舉に暇あらずである。さらば、農村文明の建設を理想として町村計劃をなすものは、先づ隣保團結の美風を助長發達せしむべく最善の努力をなさ

ねばならぬ、それには小組合をつくるのが、所謂時勢順應の道であるとする。

一三三、事業の共同

隣保團結は人の心をして安からしめ、平和にする上に於て功德あるばかりでなく、それが家庭經營の上にも社會事業發達の上にも偉力と効果とを齎すべきものでありしかせねばならぬものであるとする。

今日の農村に於ては、農氏生活の面目である農業經營が、個々區々であつて、其間連絡を缺き統一を見る能はざる上に、遺憾の感あるは萬人に共通のことと思ふ。加之公共の利益が發達せぬが爲めに、環境の與ふる惠澤が比較的尠いと云ふことも萬人の等しく認むる所であらうと信ずる。

農村疲弊の因つて來る所、農村生活が困憊に陥る所以は、確に農業經營が時代化せず、農村の公共事業が發達せざる事に在りとするは、獨り吾輩の所見のみでないとする。

農村振興策は多々あるべしと雖も、農業の經營に最良の武器として、科學の應用が遺憾なく出來、共同の利用が更によりよく出來ることになれば、慥に農民の困憊は一弊され、農村の疲掃も問題にならぬことになるであらう、まして今日の農村に公共事業が發達し、公益事業が旺盛になつて來れば、農村にも文化の華が咲くであらう。

故に隣保團結が農村文明の特徴であり、農村文化の目標であれば、之れによりて出來る、事業の共同は當然農村文明の輝きであり、農村文化の面目であらねばならぬのである。

吾輩は今便宜上、農業經營と農村社會の改善とに分けて、共同の利用を説かんとする。

一、農業の經營

農家と農村との經濟を左右するものは、農業經營の右に出るものはないと信ずる。

故に農村計劃として、其必要は既に第十一章に於て説いたのであるが、事の重大は茲處に更に補説せしむるのである。

農業の經營を時代化する上に於ても、其趣味を發揮せしむる上に於ても、其利益を多からしむる上に於ても、之を簡易ならしむる上からしても、出来る丈けの仕事は、之を共同經營に移すことが必要であるとする。

賣れぬが爲めに苦しむこともあらう、創業の苦しさもあらう、準備の足らざりし爲めの支障もあらう、思はぬ出来事の爲めに妨げられて失敗することもあらうが、既に共同は力であり、最良の武器である以上は、是非共共同一致する覺悟がなければならず、其事に熟する訓練をせねばならず、それが出来る工夫もすべきであり、ならぬ勘忍をもすべきである。

採種、肥培、除草、灌排水、病虫害の驅除豫防、收穫、脱穀、粃摺、製精、肥料調製、購入、販賣、販路の擴張、運送、飼育、は勿論のこと、治水、耕地整理、開墾、

金融、作業場何に一として共同で出来ぬものはないのである。

農業生産の技術的方面は、古來農民が比較的研究もし、熟練もして居る所であるが生産費を構成する種子や肥料や農具機械其他の購入に拙劣であるは、自他の認むる所であり、特に粒々辛苦の結果を販賣するに、其方法に熟せず、商人の爲めにやらるゝ例は、語るも面白からぬ事實が、餘りに多くあるを悲まざるを得ぬのである。

政策として、國家も此處に見る所ありて、既に産業組合法もあり、農業倉庫法も出来、産業組合中央金庫もあることなれば、之れ等を巧みに利用すべく、農民が心から目醒めて共力すれば、たとへ農業の仕方が今日の儘でも、之によりて生ずる利益は蓋し思半ばに過ぎるものはあらうと信ずる。

例之、法律制的のものが分らず、面倒なりとするも眞に共同せんと欲すれば、小組合も出来、實行組合も作られ、農家組合も設立されて、共同の仕事は遺憾なく出来る筈である。若し夫れ農會に依りて之をなさんとするならば、全國津々浦々に設立されて

居る以上、共同の利用は何事にも出来ぬ道理はないのである。理想的に之を云へば、購入すべき或種のもは、組合で之を製造して分配することも出来、賣るものが自己が數量の調節をやつて市價を左右することも出来、動力の如きも、或程度までは自己の力によりて之を出来かし得るのである。授言すれば農業者は、農業の傍ら工業も商業もなし得る。而して工業家の得る利益も商業家の儲も之を收め得ることが出来るのである。

如斯事は、農民の共同心さへ發達すれば出来るものであり、出来さねばならぬことである。如斯而、農民の文明人たる面目が立ち、文化生活も認めらるゝのである。吾輩は、之を念願し、之を憑愆しするが故に農村當局者と指導者とは、此處に遺漏なき計劃を建てねばならぬと高唱するものである。

二、社會事業

貧弱なる農村に、尤も貧弱さを感じるは全く社會事業の方面である。經濟的に見れば、

何等の金融機關もない所があり、衛生的に見れば、悪水に困難をなし、地方病に何等の施設もない所があり、傳染病の防止すら出来ぬ所もある。之を教育的に觀察すれば、小學校すら十分の設備が出来ぬ所もある位故、若き人々の向上心を満足せしむる何等の施設をも見出すことが出来ぬ所がある。警備的に云へば、水害地にして水害に備ふる何物をも有せず、火災防備にさへ用意を缺いて居るがある。之を思想善導の方面より見れば、寺はあつても死人の取扱所に過ぎず、お宮はあつても春秋酒食のみに使はるゝに過ぎぬ觀がある所もある。救護の方面にかけては、何等の考もある様に見へぬ所が多く、防備にかけては自然に任かせて居るが通弊と見るべく、生活は氣にかゝる一大事と心得て居るが、住宅の改善に何等の意を用ひず、用ひても方法がないとて放棄せるが世間なみと見ねばならぬ據では、農村に住むべく運命づけられし人々は兎に角、苟くも理想に生き、希望に生きんとする人達には、到底住む氣の出ないのは、吾輩之を當然なりとする。

政府が都市中心主義であるも事實、議會が之に何等の對策を講せぬのも事實であるが、然し、農民が其必要を認め、自己の力に目醒め、共同を利用することに吝ならざれば、大抵の事は出来る。現に進歩したる農村では圖書館を設けしもあれば、巡廻文庫を設けて居るもある。秋田縣の山本郡柳村では住宅改善の五十年計劃を立て、島根縣の鹿足郡青原村では病院の經營をやつて居る。公設消防もあれば水害防備の用意をなせるもある。既に産業組合を巧みに利用して金融は勿論、購入、販賣、共同使用や製造に面白い成績を上げて、他に立派な模範も示せるもあれば、農業倉庫で晏然として利益を收めつゝあるもある。住宅組合も出来れば、上下水道の計劃も立てざるがかり、運動場や公園の設置をやつて居るもある。

農民が眞に公共、公益に目醒めて、之れを共同で發達せしむることが出来るとの信念が生じ、遠大なる理想の下に活躍することが出来れば、政府が不公平なる低利資金の貸付を矯正することも出来、それが利子を均等にすることも出来る、又た出来かすべきである。

吾輩は、今日田園退却をなすものゝ多くが、農村の環境が餘りに靜かに、餘りに寂寞であるに基因すると認むるが故に、特に農村の新らしき力であり、農村の相續者である、青年と處女とが田園を見縊るはそれが爲であると詰るが故に、常に地方公共の利益が發達する様に、公益事業が進捗する様にと念願もし、敢て努力を吝まず居るが故に、切に農民が茲に覺醒して、共同の偉力を各方面に見んことを祈るものである。それには餘りに、今の農村は疲弊して居る、農民は困憊してるといふもあらうが、さりとて今日の儘で放棄せば、單に農村振興の對策樹立を政府議會に待つのみであれば、やがて農村は足も腔も立たなくなるであらうと信ずる。吾輩は、國家興隆の上に於て、皇國彌榮の大道に於て、斯く思ふことすら堪ゆべからずとするものである。斷じて行へば鬼神も避くと云ふは、今日の農民に下せる激語ではないかと思ふ。吾輩は此意味に於て、農村當局の人并に指導者は、農村公共の利益が發達する様に、地方公

益が進捗する様に、共同の利用を計劃すべしとする。今少し眞剣に策劃すべし、せねばならぬと懃懃するのである。

三、消費節約

國家今日の場合、政府が奢侈を誡め、贅澤を禁じ、以て能率増進を高唱するは當然であると認むる。吾等國民は、たとへ政府の奨励がなくとも、強要がなくとも、茲處に自奮自制せねばならぬとする。

世には農民に奢侈の餘地なし、贅澤の餘裕は勿論なしとするもあるが、地方の陋習は打破されずして存在するは事實である。明治維新の當時、明治天皇は五ヶ條の御誓文を國民に示され、國民は一齊に陛下の大御心を奉戴して今日に及んだ。國家が今日の繁榮を見たのも國運の進展を來たしたのも、全く之れが爲めである。唯だ遺憾なるは、舊來の陋習を打破し天地の公道に基くべし、との事に對して甚だ相濟まぬ心持がする。

吾等は正に心を冷靜にして、地方陋習の存在を直視するがよい、因習に囚はれて無駄なことをやつて居ることに反省することである。慥に其處に多くの消費節約が出来る餘地があり、餘裕が存して居る。而もそれは個人で出來難い、個々は志ありと雖も行ふ能はざる場合が多いのである。

曩に吾輩は愛知縣知多郡富貴村の例を上げたが、同村は村民の同心協力で葬式の無駄事を廢止して、其一部を村の基本財産に寄附せしめ、四十年間に略三十萬圓の基金を得んとし居る。如斯きは獨り同村の専門でなく、今や醒めし地方に於ては氣も付き實行もやつて居ることである。然しそれは地方民の同心協力によらねば出來ぬことである、然らざれば勞して效なきことである。

農家の竈を改良しても、飯炊く釜を改良して、又炊き方に注意しても消費節約は出來るものであつて見れば、農村の疲弊困憊が叫ばるゝ今日、吾輩は此點にも眞摯なる態度がとられ、眞剣に行動する所あらんことを懃懃するものである。

無駄なき所に進歩があり、向上がある以上、吾輩は共同の力によりて一切の無駄事が廢除されることを希望する。其處に農村文明が輝き、文化生活も認めらるゝものとする。吾輩は、政府の意志を尊重し、官民一體となりて、陋習打破をなすべきは、正に今日に在りと信するが故に、敢て消費節約に付ての所説を附け加へた。

一四、洗練勤勞

世が開け、人智進むにつれて、道理に對する理解が出来ねばならぬ筈なるに、今日の社會現象の一として勞働忌避を指擲せねばならぬは、抑も如何なる事なりや。まさか現代の開化は偽であり、人智の進化も誤なりとも思はれぬは、如何したことであらうか。

特に農村に於て其現象の甚しきを見る、而も農業勤勞を忌避するは、決して今日に始まつたことでなく、我國に於ては、徳川時代に於ても之を見た様である。之は梁川

星巖の詩に

興爲農夫寧敗夫

紛々避難就夷途

知之唯是漢文帝

一代三除天下租

とあるに徴しても分るのである。

今日は唯難きを避けて易に就かんとするばかりでなく、勞少うして酬いらるゝことの多きを欲し、勤を避けて興へらるゝ所の多からんことを希ふものが簇出するのである。搾取階級は資本家ばかりと思ふならば、之は大なる誤解謬見でありとする。

農村の勤勞は、所請粒々辛苦であり、塗炭の苦を嘗めねばならぬことが多く、而も酬ひらるゝ所少く興へらるゝものが僅かであるから、今日の人情として農業勤勞を忌避せんとするは、無理からぬことである。然し、其處には道理が許さぬことがあり、人道として認むる能はざるものあるを如何にせんやである。

實際、農業勤勞を忌避せんとする傾向の擴大、農業勤勞を嫌惡する事實は、農業經

營に多大の悪影響を及ぼし、唯さへ薄利の農業を益薄利に陥らしめつゝあるは、農村と農家にとりて由々敷大事であるばかりでなく、國家經營上にも亦多大の支障を生ずるのである。故に農村計劃の一として、さしあたり農村の人をして農業勤勞を好愛せしむるは、時節格最も大切なる事であるとする。

◎ 吾輩は多くの經驗に徴して、農業勤勞を好愛せしむるには、少くも

一、農業と國家との關係を明かにして、農業の貴重なること、同時に農國本の理由を理解せしめ。

一、農業勤勞の本質を理解せしめ、凡る職業中農業に従事することの貴き所以を納得せしめ。

一、農業經營を改善して、利益と趣味とを味はしむること
が出来ねばならぬとする。

農民に接する技術員や、農學校に於ては夙に此點に留意し、種々の試みをなすこと

を認むる。現になしつゝあることを承知してゐるが、乍遺憾豫期の成績を上げて居らぬとする。そは沍々乎として、水の低きに流るゝが如き勤勞忌避の大勢を防止し、之を逆行せしむるには、彼等の努力と工夫とが、餘りに貧弱ではあるまいかと思ふ。又た如斯き大事を、單に彼等のみ任すは、無理なことであるとする。吾輩は農村計劃中にそれが加へられ、單に當事者のみならず、一切の人が力を添へ、心を輸さねば出来ぬことであるとする。

一、農業と國家との關係

に付ては、吾輩度々之を明にする工夫を試みて居る。故に今敢て其詳説を試むる事を避けるが、然し農業は一面に於て國土の經營上一日も缺くべからざる事業であり、一面に於て國民の生命を保證する食糧生産の業であり、特に我國に於ては、皇室と農業とは離るべからざる關係に在るを闡明せねばならぬとする。

農業は何處までも基礎産業であり、同時に生命を生産する唯一の産業であるを悟ら

しむることが必要とする。商業も工業も重要な産業であり、富の生産上偉大の成績を齎らす業であるに相違なしとするも而も生命を産するものでは絶対でない。それ故に農業に徒事し、農業にいそしむ人は、比較的長命であり、其家は百年千年も相續するが、古來商家に三代なしと云ふことの偶然ならざるを知らしむべしである。同時に我國體が二千五百八十四年間連綿として榮へ來りし所以をも悟らしめば、何人も農業の貴く且重要な職業であるを理解し得るであらう。

今や農村經營上、大地主や地主が、動もすれば都市の事業に培うて、農事に培ふことを忘れ、甚だしきは農村の中心人物たる權威を棄て、都市繁榮の肥料となつて平氣なものがある。觀よ、彼等の社會的運命は日々に縮まり歴史ある彼等の家が早晚亡ぶるに至ることを。同時に彼等が恐れ、且つ戦きつゝある小作爭議は、小作者の思想惡化に基くと云ふと雖も、それは地主者が土地に離れ、農業に徒事することをやめた結果である事を。重ねて謂ふ、生命を生産する農業に離るゝものは、やがて汝の生命を

も喪ふと。

一、農業勤勞の本質

勤勞する方面は多岐であり、職業の種類は今や二萬有餘に上ると聞くか絶対に正直なる勤勞、質實なる勤勞を要するは、農業に如くものはないと斷ずる。且つ人生に必要な生産をのみなし、敢て不必要の生産をせぬと云ふも、農業に如くものはないとする。

工業は大規模に出来る、故に派手な仕事であり、立派な營業振りを示し得ると難も其中に濫造も出来る、偽造も出来る。然し農業には絶対にそれが出来ぬ、愚者ありて敢て偽はるとするも、直にそれが曝露する。又た工業製品は、色々の修飾が出来る、ニスをかけたり、漆を塗つたり、模様をつけたり、彫刻をしたり、レットルで誤魔化したりするが、農業産物にはそれが出来ぬ。贅澤品は或工業製品であると云つてよろしく、商品の中には奢侈品がある、然し農業産物には優品や改良品は出来ても、贅澤

品や奢侈品は出来ぬのである。

正直は正氣を伴ひ、質實は剛健に並行し、必要は無駄を排する。それ故に治國安民を思ふものは、古來農業を尊重し、質實剛健なる民風作興に志ざすものは、東西軌を同うして農業を好愛し、無駄を排し贅澤を嫌ふものは、誰も彼も農業に徒事するのである。我皇室が農業を直營さるゝのも、乃木將軍が那須野原に百姓をしたのも、南洲翁が鹿兒島灣頭に農場生活をしたのも、トルストイが伯爵を抛ちて百姓になしたのも、ワシントンが再度の大統領選舉を固辭して終生農夫となつて生活したのも、今や印度の建設者ガンデーが農業尊重を印度人に教へつゝあるも皆それが爲めである。

然し農業は泥土に塗れ、糞水を掬せざれば出来ぬ仕事であるが故に、中には之を醜とし汚として嫌ふものがある。而もそれが淨化美化の作業であることを知らぬは誠に其愚や惑むべしとする。世にあらゆる醜きもの、臭きもの、汚きなきもの、いやなもの、一切を、なければならぬ米麥に變へ、奇麗な花卉に化し、愛らしき動物につくりかへ

るは、唯農業によりてのみなさるゝことである。世に神の仕事がありとすれば、佛の業がありとすれば、そは農業であるとする。

一、利益と趣味

世に農業に利益なしと解し、農業は營利の業にあらずとする學者もあり當業者には自己の體驗によりて、然りとするもあるが、吾輩は斷じて斯ることはないとする。

成程、商工業に比して薄利であらう、彼の如く暴利を得ることも出来ない、然し農業には立身、齊家に缺かぬ丈の利益はあるものとする。儲かる商人の中にも損ばかりして首を縊るもあり、利益の多いと云はるゝ工人の中にも、借金に苦しむで鐵道往生をするもあり、金ばかりあつかひ、金の中に働きつゝある銀行家の中にも、始末に窮してピストル往生をやつた者もある。利不利は業の上にあらずして、之を經營する人の心の上にある。儲かる儲からぬは仕事の上にあらずして、之を經營する人の手腕にありとする。農業はたとひ利は薄しと雖も、經營さへ上手なれば利は確實であり、勤

めて倦まざれば致富も出来る。現に疲弊しつゝありと認めらるゝ農村に今も産を興しつゝあるがあり、困憊の極に達せりと叫ばるゝ農民の中にも、裕々として身代を伸ばしつゝあるのがある。

今日の農業經營は前述の如く、改良の餘地があり改善の餘裕がある。それを改良することにより、之を改善することにより、吾輩は確かに損せぬ程度に導くは至難のこととでなく、進むで相應の儲けを得せしむる亦難きにあらずとするものである。

世には精精上の獲得を以て満足するものがある、農民がそれであるならば、農業が與ふる無形の利益と幸福とは、今日の農民を満足せしむるであらうが、さうならぬのは、多少なりとも利益を物質的に得せしむる必要を認むる所以である。

四季の變化は趣味を生ずるに相違ない、色に香りに、果に其の出来ばえに、異りたる技術の間に趣味を覺ゆるは當然のことでもある。故に農業は他の單調なる職業に比すれば、慥に趣味的である。又た自然に接し、自然と共に働くは趣味あることである。

されば、自然と殆んど没交渉なる他の業務に比し、農業に趣味を感ずるは否定の出来ぬことである。然し利益主義の今日に於て、全然利益を無視して其處に趣味を感せしめんとするは、餘りに農民を哲人視したことである。農民も凡人なるか多く世間並の人であつて見れば、之を哲人的に取扱ふは、農民を理解せぬことになり、農民を差別的に見ることでもあるとする。

實際今日の農業經營には多くの改良すべき餘地があり、種々の改善が出来る餘地がある。吾人が唱道する最良の武器である、科學の應用は未だ十分でなく、共同の利用も亦遺憾に感ずることばかりである。

元來今日の農村には文化的の施設を缺いて居り、農民は今も尙教育に恵まれずに居る。政府及社會が農村文化の發達に助成する所もあり、農民の團體亦其處に目醒めて、自己の文化建設に努め、自己の向上に工夫をすれば農民は、決して何時までも吳下の阿蒙ではないのである。

因習的の經營より合理的の經營に移ることが出來、個人經營より益共同經營に進むことが出來、且つ勤勞の貴いことを悟り、特に農業勤勞が洗鍊されし勤勞であることを知つて、敢て精勤が出来ることになれば、農業は文化的經營となり、従つて農民は楽しく面白く、且つ勇ましく徒事することが出来る様になると信ずる。

要之、働かねばならぬ民風を作り、愉快に農業勤勞を敢てする氣風を、今日の農村に振興さすべきは、農村計劃中に入れねばならぬことであり、それが最も時弊に適したる農村計劃であるとする。

三重縣阿山郡玉瀧村は、勤勞を以て興隆したる村であり、上下共に勤勞した結果模範村になつた所である、暑中休暇に學生が歸つて來れば、直に更衣して田畑に傭く、客が來ても仕事の手傳をせずには話は出來ぬとあつたと聞いたが、如斯して興隆せぬ町村はあるまいと信ずる。

静岡縣小笠郡相草村は、一時疲弊して四十丁ばかりの田畑を隣村に買収された事が

ある。然るに一度目醒めて勤勞を敢てするや、買収されし耕地を取り戻せしのみならず、上水まで設置して風土病を根治し、今は界限で最も富裕な村となつて居る。特に日本一の百姓と稱せらるゝ松本喜作氏を有し、農民の面目をも發揚してゐるのである。

抑も勤勞は生であつて、懈怠は死であるといふ標語は、吾等人間の信條であらねばならぬ。さるを徒に勞を吝むで酬いらるゝ所の多きを望むだりサボルことのみ考へて與へらるゝ所を餘計に勘定したりするは、之れ我國の通弊であつて、人を害ひ、國を危ふするもの、之に如くものなしである。我等農民は、皇國彌榮の爲めに、大和民族繁榮の爲めに、此通弊を突破し、以て今日の危懼より國家を救濟せねばならぬ。此意氣を以ても、農村計劃に勤勞鼓吹を入れねばならぬとする。

一五 協 調

既に農村文明の華は、隣保團結や事業の協同の上に咲かねばならぬ以上、農村の上

下は一致融和すべく、農村の事業が進展すべき將來を思へば、財に食む地主と力に食む耕作者は、蓋し長短補足せねばならぬとする。

吾輩は近時流行する、地主同志の寄合や、耕作者同志の組合は、争議や喧嘩をするに便ならむも、生産増加や、平和の生活を招來する所以にあらずとする。天地が合して物の生育が出来、陰陽合して電力起るの理は、人事にも應用さるゝと信ずるものである。

推譲は人の美德であり、互譲は人類の社會を平和にするは、古今東西を分たぬことである。されば地主者はよく時勢に目醒め、自己の責務に悟り、新に處世の道を開かねばならず、生の活路を求むるも亦必要であると同時に、耕作者はよく文明を利用するに目醒め、自己の力を擴張すべきに悟り、天地を相手に惠まるゝ所の多きを得ねばならぬとする。如斯して再者、共同の目的を有することに悟り、共通の將來に進みつゝあるを思ふて、隣保團結の誼を全うし、長短補足して事業を達成せば必ずや前途に明るき世界を見んは、期して待つべしとする。

一度争議が起れば、農村の平和が如何に攪亂さるゝか、人生の幸福が奈邊にまで脅威さるゝかは、今日の人は誰れでも、見もし聞きもし、經驗もし想像も出来ることであらう。文明國の人々が、今更の如く戦争を惡事と見做し、凶事と認めて、之を根絶すべく、或は條約に、或は聯盟に、或は軍備縮小に、種々の工夫と努力とを輸しつゝあることの偶然でないことを思ふべきである。

されば協調の事務は、政務の一とならねばならぬことであり、協調の施設は、社會施設の一として認められねばならぬ事とする。而も何れも、さわらぬ神にたゞりなしの諺を尤もなりとしてか、府縣廳も市所郡役も、町村役場も、可成的争議に觸れぬ様につとめて居るは、苟も民政に志あるものゝ奇怪とする所であり、恥辱でもあるとする所である。

都市は暫く之を論外とするも、農村に於ては、地主と耕作者の境遇を明かにし、其求むる所が何であるかも知り、争議の起る原因も分ることであれば、之を未發に防ぎ、

未然に解決するは、決して出来ぬことではないのである。現に爭議の盛なる所に於ても、比較的整備せる自治機關を有せる所、活動せる機關の存する所に於ては、爭議は起らず、起ることが稀有であるのである。

故に府縣の政務として、地方長官が銳意、農村の平和を計るに工夫せば、其處に方法も手段もあると斷ずる。或所に於ては、不當と見做すべき小作料を徴して居るがあらば、之は減せしむるの策をとれば可なりである。或は改良の餘地が十分であれば、改良を斷行せしめて耕作者の利益を多からしむるがよし、或は資本投下によりて新なる収益方面が開發さるゝ所ならば、組合の力でも、地主の力でも、兎に角資本に心配せぬことにするがよし、或は地主對耕作者で話が面白く出来ぬ所は、土地管理を町村でやるか、組合でやるかすればよし、或は地力と收穫量に比して地代が高い所は、頭から之を減するが公平である。如斯く、一面地主をして時勢を理解せしめ、一面耕作者をして農業の本義に悟らしむることが出来れば、吾輩は協調の實を上ぐることは決して六つヶ敷い事でないと思ふ。

て六つヶ敷い事でないと思ふ。

近時、岐阜縣や愛知縣、新潟縣に於て、或は農村研究會の名の下に、或は農事懇談會の名に於て、協調的施設を見ると雖も、全く緊張を缺き、眞面目を缺けるが故に、吾等の希望に遠く、期待にそはぬことを遺憾とする、香川縣に於ては、縣農會の事業として、協調審議會を設け、協調委員を置いて居るが、悲い哉、成績は見るに足るものがない様である。群馬縣では、縣と郡との双方より農事組合の設置を奨励し、之によりて協調の實を上げんとして居る。其の中には、土地の管理をやつて、よく協調の實を上げて居るもあり、(勢田郡大胡町の農事組合)地主、自作者、耕作者がよく組合の精神を體驗して、平和な農村を作つて居るものもある。

愛知縣は知多郡富貴郡では、郡農會の活動によりて協調を遺憾なくして居る。岐阜縣安八郡の仁木村も同様であるが、町村農會は孰れに於ても、さうならねばならぬものであり、さうせねばならぬものであらうと思ふ。

又た本來の面目より、當然の機能により、協調の實を上げねばならぬものは、産業組合や農業倉庫である。地主者の如き有閑階級にして有識階級が、役員となり、世話役となり、以て中産以下の利益と幸福とを現實に増進することが出来れば、其處には下らぬ爭議の生ずる餘地はない筈である。愛媛縣温泉郡余土村の組合が、同村内の土地管理をやり、同時に小作料の改定をやつた如きは機宜に適したことであり、同時にそれは余土村の獨占であつてはならぬことである。

由來産業組合や農業倉庫は、ともすれば經濟機關としての機能に止まり、物質的に偏する嫌あるは、痛嘆に堪へぬことである。共同の精神が陶冶され、互助の精神が涵養され、自治の精神が助長さるゝ所に産業組合や農業倉庫の功德があることゝ信ずる斯くあらねばならぬとする。吾輩は、衷心よりして當事者に其決心と工夫とを慫慂するものである。

然し正面より直視すれば、協調は地主者と耕作者との双方が、精神的に開發され、

責務に自覺しての活動が出来れば出来るものである。地主が不勞所得に今も尙晏如として居つたり、耕作者が微力なる地主を脅威して農業の大義に悟らぬ様では、爭議は當然の歸結であるとする。特に所有權萬能の時代は過ぎ去つて、今は使用權が認められ、それが尊重さるゝのであれば、地主は小作料の低下を覺悟すべきである。それでは食へぬ、社交上の地位を維持することが出来ぬとなるは當然である。此に於てか、地主は農事の研究をなして収益の増加をはかることも、農業の經營法を論究して収益を確實にすることも、凡る機關の利用を研究して農村生活の安定をはかることも、眞剣に努めねばならぬことになる。如斯して始めて、耕作者は地主を認むることゝなり、協調の實も上げ得ることゝなる。故に地主は、戸主が家族教養の責任に自覺してゐる如く、其土地の改良、事業の改善、耕作者の生活安定に任ずるの覺悟がなければならぬとする。地主に如上の覺悟を促し、如上の責務を果さしむることが、爲政者の務めであるとする。

世に憐むべきは耕作者である、彼等は物質的に生まれざること久しく、精神的に教へられざりし民であつた。勤勞努力すと雖も、動もすれば働き損の疲れ儲けに陥り、所謂稼ぎ貧乏の悲境を見るのであつた。故に彼等には親切なる指導者が入用であり、同情ある後援者を要するのであるが、それを缺いて居り、それが無い爲めに、所謂貧すれば鈍すとの諺を實現する。彼等が穩かならぬ手段をとり、面白からぬ方法を選むで平氣であるは、それが爲めである。故に彼等を向上せしめ、安定せしめ、善導するは、政治の中心であるとする。

要之、農村は極めて巾が廣ひ、従つて一律に考へたり、一定の方則があてはまらぬ場合が多い。然し協調が何れの町村にも大切であり、孰れの地方にも急務であるは、間違はぬことである。故に所に應じ、場合に臨むで、最善と信ずる方法手段を講ずるがよいとする。既往の如く爭議を見て逃げたり紛争の渦中に投ずるを恐れたりした、爲政者や指導者を根絶すべしとする。即ち協調は農村計劃の一事であり、協調により

て農村計劃亦進捗するとするのである。

附記

何々町村農會農業協調審議會規程準則

(香川縣農會立案)

第一條 農業ニ關スル紛議ノ調停豫防ニ關シ審議スル爲メ本會ニ農業協調審議會ヲ置ク

第二條 審議會ハ左ノ場合ニ於テハ事情ヲ精査シ審議ノ上協調方法ヲ決定スルモノトス

- 一、地主小作人間及水利上ニ關シテ當事者間ニ妥協困難ナルトキ
- 二、地主小作人間及水利上ニ關シテ紛議ノ起リタルトキ

第三條 會長又ハ審議會ニ於テ必要ヲ認メタルトキハ郡農會又ハ縣農會ノ農業協調委員ノ派遣ヲ請フモノトス

郡農會又ハ縣農會ノ農業協調委員ハ審議會ニ出席シテ意見ヲ述フルコトヲ得但シ決議ノ數ニ加ハルコトヲ得ス

第四條 審議會ハ會長一名、委員十二名ヲ以テ之ヲ組織ス

會長ハ本會々長之ニ當リ委員ハ地主、小作人及其ノ他ノ者ヨリ各四名トシ本會々長之ヲ定ム

第五條 審議會ノ會議ハ委員半數以上出席スルニ非サレハ之ヲ開クコトヲ得ス

審議會ノ議決ハ出席委員ノ過半數ニヨリ可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

香川縣農會農業協調委員規程

第一條 農業ニ關スル紛議ノ調停仲裁及豫防ノ爲本會ニ農業協調委員ヲ置ク

第二條 委員ハ左ニ掲クル者ヲ以テ之ニ充テ本會々長之ヲ囑託ス

一、郡市長

二、郡市農會長

三、郡市農會長ノ推薦ニ係ル者一郡市ニ一名

第三條 委員ハ名譽職トス但シ本會會長必要ト認ムル時ハ報酬ヲ支給スルコトアルヘシ

第四條 委員ノ出張旅費ハ實費ヲ支給ス但シ本會會長必要ト認ムルトキハ本會評議員ノ旅費額ヲ支給スルコトアルヘシ

第五條 會議ハ本會會長必要ト認ムルトキ又ハ委員三名以上ヨリ請求アリタルトキ之ヲ開ク會議ノ議長ハ本會會長之ニ當ル

第六條 委員ノ任期ハ農會ノ事業年度ニ從ヒ四ケ年トス但シ再仕ヲ妨ケス

第七條 事業上必要ナル事項ハ委員會ニ於テ之ヲ定ム

附則

本規程ハ大正十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

香川縣農會農業水利協調委員規程ハ之ヲ廢止ス

大正十二年二月囑託シタル委員ノ任期ハ大正十六年三月三十一日迄トス

群馬縣農事組合獎勵規程

縣令第十號（大正十一年二月十七日）

農事組合獎勵規程

第一條 農村ノ振興ヲ圖ラム爲本規程ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス

第二條 獎勵金ハ左記各號ニ該當スル農事組合ニシテ第三條ノ事業ヲ實行スルモノニ之ヲ交付ス

- 一 組合ノ區域ハ大字以上トシ大字ナキ市町村ニアリテハ五十戸以上ノ部落トス但シ特殊ノ事情アリト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 二 區域内ニ於ケル耕地ニ付地主自作農小作農タルモノ各其ノ三分ノ二以上組合

員クルコト

第三條 農事組合ノ事業左ノ如シ

- 一 組合員間ノ融和親善ヲ圖リ若クハ組合員間ニ紛議ヲ生シタルトキハ之カ調停ニ努ムルコト

二 獎勵米交付ノ實行ヲ期スルコト

三 農村改良ニ必要ナル事項ヲ實行スルコト

第四條 獎勵金ハ一組合ニ對シ年額金百圓以内トシ二年度ヲ超エサルモノトス

第五條 獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル組合ハ申請書ニ組合規約經費豫算書並事業計畫書ヲ添付シ毎年三月十日迄ニ知事ニ提出スヘシ

第六條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル組合ニシテ組合規約經費豫算並事業計畫ヲ變更シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ直ニ知事ニ届出ツヘシ

第七條 獎勵金ハ組合ノ成績ヲ考查シタル上其ノ金額ヲ決定シ之ヲ交付ス

第八條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル組合ハ繼續シテ其ノ事業ヲ遂行スルヲ要ス

第九條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル組合ハ爾後三年度間經費豫算並事業計劃書ヲ年度

開始前ニ組合狀況事業成績並收支決算ヲ年度經過後一ヶ月以内ニ知事ニ報告スヘ

シ

第十條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル組合ニシテ本規程ニ違背シ又ハ成績不良ニシ

テ組合ノ目的ヲ達スルコト能ハサルモノト認ムルトキハ獎勵金交付ノ指令ヲ取消

シ既ニ交付シタルモノニアリテハ其ノ金額ノ全部若ハ一部ノ還付ヲ命スルコトア

ルヘシ

附 則

本規程ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

郡農會農事改良組合獎勵規程

第一條 農事ノ改良發達ヲ圖ル爲本規程ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ農事改良

組合ニ對シ獎勵金ヲ交付ス

第二條 獎勵金ノ交付ヲ受クヘキ農事改良組合ハ左ノ各號ニ該當スルコトヲ要ス但

シ特別ノ事情アリト認ムルトキハ組合員ノ數ハ本條ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

一 本會所定ノ農事改良組合規約標準ニ準據シタル規約ヲ定ムルコト

二 二十戸以上ヲ以テ組合ヲ組織スルコト

第三條 獎勵金ノ交付ヲ受ケムトスルモノハ申請書ニ左記書風ヲ添付シ毎年四月十

日迄ニ本會ニ差出スヘシ但シ組合規約ハ第二年目ヨリ變更ナキ限リ省略スルコト

ヲ得

一 組合規約

二 組合員名簿

三 事業施行豫定書

四 經費豫算

第四條 第三條ノ申請アリタル場合ニ於テ獎勵金ヲ交付スル資格アリト認ムルトキハ施設事業ノ成績ヲ斟酌シテ獎勵金額ヲ定メ指令ヲ交付ス

附 則

第五條 本規程ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第六條 大正九年ニ限り第三條ノ申請期限ヲ九月三十日トス

農事組合規約準則

告示第二百二十號（大正十一年四月二十八日）

農事組合準則左ノ通り相定ム

第一條 本組合ハ何郡何町村大字何々ヲ以テ區域トシ當該區域内ニ於ケル耕地ニ付地主、自作農、小作農タルモノヲ以テ之ヲ組織ス

第二條 本組合ハ何々農事組合（但シ適宜ノ名稱ヲ附スモ可）ト稱シ事務所ヲ何町

村大字何番地ニ置ク

第三條 本組合ハ組合員ノ融和親善ヲ圖リ且農事ノ改良發達ニ努メ相協力シテ其ノ福利ヲ増進スルヲ以テ目的トス

第四條 本組合ニ於テ實行スヘキ事項左ノ如シ

一 組合員ノ融和親善ヲ圖ルノ事項

親睦會、論演會、視察旅行、彰表、共濟事業、共同娛樂ノ施設、小作農ニ土地ヲ所有セシムルノ方法、自作農ノ土地喪失ヲ防止スルノ方法、獎勵米交付ノ勵行、小作料又ハ獎勵米其ノ他ニ關シ紛議ヲ生シタルトキハ之カ圓滿解決ニ努ムルコト

二 農事改良上重要事項

食糧農産物ノ栽培改善、採種圃經營、肥料ノ改良増殖、用排水路農道ノ整理維持、改良農具ノ使用、果樣蔬菜ノ改良増殖、樹苗圃ノ經營、森林ノ保護、家畜

家禽ノ改良増殖、副業品ノ共同生産、共同購入共同販賣、品評會、實地指導

三 民心ノ作興自治ノ向上其ノ他公益上必要ナル事項

四 其ノ他組合ノ目的ヲ達スルニ必要ト認ムル事項

第五條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

組合長 一名 副組合長 二名

實行委員 若干名 幹事 若干名

第六條 組合長ハ組合事務ヲ總理シ組合ヲ代表ス

副組合長ハ組合長ヲ補佐シ組合長事故アルトキハ豫メ定メタル順位ニヨリ其ノ職務ヲ代理ス

實行委員ハ組合長ノ諮問ニ應ジ組合長副組合長共ニ事故アルトキハ互選ニヨリ其ノ職務ニヨリ其ノ職務ヲ代理ス

幹事ハ組合長ノ命ヲ受ケテ庶務ニ従事ス

第七條 組合長副組合長及實行委員ハ組合員中ヨリ總會ニ於テ之ヲ選舉ス實行委員ハ自作農ヨリ若干名地主小作農ヨリ各同數ヲ選舉ス

幹事ハ組合長之ヲ囑託ス

第八條 會議ハ通常總會、臨時總會、實行委員會ノ三種トス

第九條 通常總會ハ春秋二回之ヲ開キ規約ノ變更經費收支並會費徵收方法事業計畫其ノ他重要事項ヲ決議シ收支決算ノ認定ヲナス

第十條 臨時總會ハ組合長ニ於テ必要ト認ムルトキ又ハ組合員三分ノ一以上ノ同意ヲ以ニ請求シタルトキ之ヲ開ク

第十一條 實行委員會ハ組合長ノ必要ト認メタルトキ之ヲ開クノ外左記事項ヲ決議ス

總會ニ提出スヘキ議案ノ審議、組合員間ノ紛議解決ニ關スル事項、總會ニ於テ委任セラレタル事項

總會ニ提出スヘキ議案ノ審議、組合員間ノ紛議解決ニ關スル事項、總會ニ於テ委任セラレタル事項

總會ニ提出スヘキ議案ノ審議、組合員間ノ紛議解決ニ關スル事項、總會ニ於テ委任セラレタル事項

總會ニ提出スヘキ議案ノ審議、組合員間ノ紛議解決ニ關スル事項、總會ニ於テ委任セラレタル事項

總會ニ提出スヘキ議案ノ審議、組合員間ノ紛議解決ニ關スル事項、總會ニ於テ委任セラレタル事項

總會ニ提出スヘキ議案ノ審議、組合員間ノ紛議解決ニ關スル事項、總會ニ於テ委任セラレタル事項

總會ニ提出スヘキ議案ノ審議、組合員間ノ紛議解決ニ關スル事項、總會ニ於テ委任セラレタル事項

總會ニ提出スヘキ議案ノ審議、組合員間ノ紛議解決ニ關スル事項、總會ニ於テ委任セラレタル事項

總會ニ提出スヘキ議案ノ審議、組合員間ノ紛議解決ニ關スル事項、總會ニ於テ委任セラレタル事項

組合ノ事業方針ニ關スル事項、組合ノ事業執行ニ關スル狀況監督ニ關スル事項

第十二條 會議ノ議長ハ組合長之ニ當リ組合長事故アルトキハ第六條ヲ準用ス

第十三條 決議ハ出席者ノ半數以上ノ同意ニヨリ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第十四條 會議ノ顛末ハ記録トシテ保存ス

第十五條 本組合ノ會計年度ハ四月一日ヨリ三月三十一日迄トス

右規約實行ノ證トシテ組合員一同茲ニ署名捺印ス

何 某 ①

何 某 ①

郡農會ニ於テハ大正六年以來獎勵シ大正九年始メテ獎勵金ヲ計上シ業勵規程ヲ制定シテ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付シ居レリ

大正十一年縣ニ於テ獎勵規程ヲ公布セラレ爾後從來郡農會ノ獎勵規程ニヨリテ

設立セラレタル組合モ縣獎勵ニ基ク組合ニ變更フ勸奨シ新設ノモノハ可成縣ノ獎勵ニヨルヘク勸誘シツ、アリ

二六、農村社會事業の施設

大正十三年の十月二十日より、開會されし帝國農會の總會に於て、農村社會事業獎勵に關する建議案が出て可決された。如斯き建議は從來未だ嘗て見ざる所であつて、偶時勢の推移を示すものとする。其の建議案は左の通りである。

農村不振の原因は經營の不利なるに基くもの多しと雖も農村生活の寂寞無趣味にして不便多き等精神上の不滿の爲め其安住性を動搖せしむるに由來するもの亦頗る多大なるものあり然るに之等の缺陷を改善補足すべき社會的施設は概ね都市に偏して田舎に普及せざるが爲め倍々都鄙文化の懸隔を大ならしめ農村の禍因を増長せしむるが如きは頗る遺憾なるを以て政府は農村振興の根本方策として左記の如き農村社會事業に

對し補助其他の方法を以て極力之れが實行を奨励せられんことを望む

- 一、社會改善の指導
- 一、地方病の驅除豫防
- 一、醫療の施設（無料施療院の設置）
- 一、水道其他飲用水に關する施設（都市同様の低利資金の供給）
- 一、住宅改良組合に對する低利資金の融通
- 一、宅地及街路の整理
- 一、公會堂、青年會館、運動競技場の設置（小學校の解放）
- 一、圖書館及巡回文庫の設置
- 一、娛樂の施設

右建議す

都市は南北所を異にすと雖も、東西人情が違ふと雖も、共通の社會的施設をすれば

よろしく、又それが出来る、然し農村に於てはそれが出来ぬ。農村は極めて巾が廣く
 進歩の程度にも非常の相違があつて、到底一律に見る事が出来ぬものである。所に二
 三を除きては、各所に應じ、程度に従ひ、事情によりて施設せねばならぬ面倒がある。
 然しそれが面倒であり、厄介であるからと云つて、其等の施設をせぬ譯には行かず、
 さうしてはならぬのである。

近時到處に於て青年處女が、農村生活を忌避するの現象著しく、爲めに將來の脅威
 を感じ、又たそれが事實であるもある。而もそれは世界的であつて獨り我國のみの現
 象でないのは、既住の文明が孰れも都市に偏したに因る。

元來青春の人は、理想に生き、希望に充つるが特徴である。其處に彼等の生命があ
 り、面目があり、價值もある、而も今日の教育は、單に理想に生き、希望に充つるこ
 とのみ教へて、理想を開拓し、希望の開発、目的の向上を教へぬが爲めに、彼等は今
 日の寂寞なる農村、沒趣味なる農業、沈滞せる農民生活を見て、農村の將來と前途と

に失望し、愛憎をつかすのである。之れ滔々乎として流をなし、風をなして都市に集中する所以である。梁川星巖ではないが

君看一點光纔閃、便有無數燈蛾來。

で、宛然飛んで火に入る夏の虫の如き運命を見るものがあるが、それは問題にならぬのである。

吾輩は分別もなく、思慮もなく、又た考案もなくて、徒に燦然たる都會の光明に囚はれ、漫りに都市の便利に憧影し、市民の空虚なる生活を羨望する青年處女を慙むものであるが、一面退いて考へれば、其處に至らしむる今日の農村の不便寂寞及び苦勞の生活以外に何物もなき境遇に深甚なる同情を捧ぐるものである。

云ふまでもなく、人題の社會は都市ばかりではない、農村も亦社會である。而も兩者は全く違ふ所のものであり、差別を立てねばならぬものである。彼は土に離れて商工にいそしむ人を抱容し、此は土に親むで農業に働く人を抱藏する。前者は人工美に

誇りを示す所であり、後者は自然の恩恵に浴する所である。各其特徴に徒ふて社會事業を有するものであり、然して等しく人類の幸福を享有せねばならぬものである。

吾輩は何時も社會の凡る人が都市にのみ没頭することの愚を慙むものである。生存競争の甚だしき、優勝劣敗の激しき、喧噪は以て人の神經を衰弱せしめねば止まず、多忙は以て人の身心を疲勞せしめねばかぬ都市の生活者は、悠然たる天然の風光に接して甦り、雅然たを田園の情調に觸れて醫せられねばならぬものとする。故に農村の人は勿論、都市の人も、爲政者も思を茲處に輸せば、農村に相當の社會的施設は出來るものと信ずる。さうすることが賢明であり、便利でもあるとする。

農村には山間もあれば、平野もあれば、海岸もある。雄大なる高峯峻嶺の間に湖水もあれば、温泉の湧き出る所もある。清淨なる空氣と透明なる光線とは、市民の浴腸を洗ふに足り、靜にして平和なる眺望は、市民の汚れし心裡を甦がへすことが出來、靈驗ある温泉は、市民の疲れし身心を回復するに十分である。其處に圖書館が設置さ

れ、公園が出来、簡易食堂が出来れば、獨り市民を向上せしむるのみでなく、農民の人を安住せしむることが出来る。際限もなき平原を隔て、遠く山岳の連なるを見、悠々乎として牛馬と共に田園にいそしむ農夫を眺め、風吹く毎に清きを感じ、光さす毎に明るき心になる平野の農村に、趣味を持たせた沿場の経営も亦面白いではないか。日曜日の郊外散歩の歸りに、流れし汗を洗ふ時の清新の氣持、疲れし身を湯壺に浸して上りたる爽快な心持は、全く市民を甦がやさねばをかぬのである。而もそれは市民を幸にするのみでなく農村の人に、娯樂と衛生とを授くるのである。其處に運動場を設置し、競技場を附設し、食堂を設け、圖書館を置けば、身心の洗濯と更生とが得らるゝのである。若し海岸の農村にして、水清く淺き所は、海水沿の設備をなし、眺よき所にして海の利用面白からざる所であれば、沿場を設けて、颯々たる松風に情調を養ふ亦可ならずやである。吾輩は、農村當局者が、何時も眼孔が小さくて、遠大の計劃なきを遺憾とする。

世には農村に斯る餘裕なしとするもあるが、それは全く社會事業に氣がなく、金融の道に無智であるが爲めとする。現に農村の人が郵便貯金丈けでも六億圓は持つて居る簡易保険の掛け金も相當にある。特に地主の人々は營利にあせる結果、資金を都市に持ち出して居るものが多く、其額は大したものである。故に政府をして低利資金を此方面に貸出さしむるも可、地主をして共力此事に投資せしむるも亦可なりであるが、それも面倒なりとせば、産業組合を利用すれば立派に出来る。吾輩は營利の爲めにも、思ひ切つて斯る事業に投資することが面白いことであるとするものである。

今後の農村は電化、機械化によりて、農業と農村生活を向上せしむる事に計劃を樹てねばならぬ、斯くして始めて、現在の農村を汚醜より脱せしめ、亂雜より免れしめ、原始的より文化に導くことが出来るとする。農業の経営が共同的となり、作業場が共同に使用さるゝことになり、農業倉庫が其傍に出来ることになれば、生産物は作業場に運ばれ、電氣の動力で夫れが處置され、倉庫に保管さるゝことになれば、農家

に一々生産物を運び込んだり、狭き庭前で糶をこき落したり、糶ずりをしたりして、
 亂雑にする必要がなくなる。それだけ、農家の作業は勞力を節せられて更に有利なる
 事業を行ふを得べく、従つて農家の組織も改善し得ることになる。斯くの如くして、
 農業の經營がよくなり、農業の収益が増加すれば、經濟的に農家は助かるのである。
 更に進むで、家事に電氣が利用され、飯を炊くことも湯を湧かすことも、燈火も、
 火鉢の火も電氣を以てすることになれば、農家の家庭は、今日以上に清潔となり、簡
 便となり、生活改善は遺憾なく出来ることにもなる。如斯きは農村生活をなす者とし
 ては、忘るべからざる理想であり、希望でなければならぬものである、まして農村の
 當局者としては、豫め茲處に計劃が樹てられねばならず、計劃せねばならぬことゝす
 る。吾輩は、今日の町村事業の中に、生活改善に關する事務のないことを不思議に思
 ふものである。

更に町村によりて妊婦の預り所を設ける必要のあるもあらう、托兒所を設けてよい

所もあらう、家政婦を置いてよい所もあらう。所により、必要に應じて社會的の設備
 をなし、施設をなすことに、所謂農村計劃が樹つて來なければ、農村振興の前途は、
 暗澹たるものであり、理想と希望とが畫かれぬことになる。

吾輩は、内務省の社會局が何時も都市の社會事業にのみ没頭し、府縣の社會課も亦
 同様であるものであるが、更に遺憾とするは、農村の人并に當局者が、今日尙此事に
 無關心であることであり、沒交渉であることである、之れ吾輩が、特に社會事業の施
 設を、農村計劃中に入れねばならぬと絶叫する所以である。

二七、生活改善（其一）

人生其物は生活であり、生活即ち人生である以上、生活は人類間至上の問題であり
 之が爲めに人類は苦勞するのである。故に生活は凡る人間の眞劍問題であり、懸命の
 仕事でもあらねばならぬことである。而も生活ほど等閑に附せられ易く、宿命的にな

り易いこともないと思ふ。之れ今日、農村振興問題が喧敷くて、而も農村民の生活問題に觸るゝもの尠く、農村の疲弊困憊が叫ばれて、農村民の生活改善が案外真剣にならぬ所以である。

元來、知るべきこと、辨ふべきことの先決問題は、生活に關することではなければならぬ。故に教育も、國民教育といへば生活に必須なる智識技能を授くることになつて居る。然るに我國の教育では、それが眞面目に考へられず、研究されず、教授もされずに居る。食事をしては居るが、量と質との智識を缺いて居り、衣服は何を如何に着るべきやが分らず居り、住居は何處を選び如何に住むべきやも辨へずに居るが多い。それが農村に於て特に甚だしく、農民生活に多く遺憾を感ずるのである。

生活の要素が自然に負ふ所多きを知らば、農村に於ける清淨なる空氣、澄明なる日光、眺めよき風光にも、今少し價值を認めることが出來、嘆美も出來ねばならぬ筈である。農村の人が都會の便利に憧憬し、繁華を羨望し、享樂に氣も心も奪はれて、汚

濁なる空氣、俗惡なる環境の生活上に及ぼす恐るべき影響を知らぬは、全く生活に智識がないからである。今の人は、單に美はしき衣服、美味き食物、氣のきいた振りの住宅、出入に便利な交通機關を認めて、それさへ得れば生活の向上と解釋する。進むだ者は、書物が讀める様にとか、新聞が早く見られる様にとか、運動場で運動が出來るとか、劇場に不自由のない生活が進むだものゝ様に考へる。吾輩は孰れも生活に不徹底の者なり、未だ生活の意義を理解せぬ者であるとする。

労働者や小作者は盛に生活の安定と向上とを叫むで居り、資本家や地主は何れもよい生活をやつてる様に思つて居る。彼等が賃銀の増額を要求し、小作料の輕減を叫ぶは、全く資本家や地主がよりよき生活をして居ると解釋するからである。特に近來文化生活が高唱されて以來、更に所謂生活を意識することが深刻になつて來た感がある。今更の如く、生存權が主張され、生活權が權威ある叫びとなつて來るのは全く生活を意識しての結果である。與へられし丈の生活、授けられし儘の生活、暮らせる丈

けの日暮らし、で小言も言はず、不平も漏さず、それが當然であり、己むを得ぬことであり、仕方なしとあきらめて、

上見れば 及ばぬことの 多かりき

笠きて暮らせ 世の中の人

と読みもし、讀ませもして、案外世の中が治まつて居り、さうして世を治めた時代は全くの生活の意識がなかつたと見ることが出来る。

されば、今の人が、多数の人が、彼も人なり我も人なりと高唱して、平等の生活を主張するは、所謂時勢の進歩であり、人間の向上とも云ひ得るのである。故にそれを備へて、單に人心の悪化を叫び、民衆の我儘増長と解釋するは、曲事であり、遅れた觀察なりと云ひ得る。

然し、幸福なる生活はなんとしても金銭では買はれぬものである。至上の生活は斷じて物質のみにて得られるものでない。勤儉の本尊であつた、財界に安田王國を建設

した、安田善次郎氏は、驕りの生活、僭上の生活はしなかつたであらうが、彼は何故に朝日某の手に刃を振らしめたであらうか。又た住友吉左衛門氏は男爵であり、悪事をした評判もない人であり、京阪では立派な紳士であるが、何故に彼れは世を憚り、人を恐れて、遂に四百萬圓の値ありとされし茶臼山の庭園と屋敷とを大阪市に寄附したであらうか、遠き昔にさかのぼれば、印度の王族に生れ、美衣、美食、金殿玉樓の人となり、世に稀れなる美人を妻とし、多くの美女をかしづかしての生活をせし悉多太子は、何故に四苦の惱みに煩惱せしや。其處に悟り得ざる者は、財貨ありとも幸福の生活は得べからず、此處に悟りが開けぬ者は、王侯貴人と雖も、至上の生活は出來ぬと斷ずる。

全く今日の世は、單に生活を意識した丈けでは駄目である。更に進でむ生活價値の意識が出來ねばならぬが、時勢の要求でもある。夫れ労働にいそしむ人は、粗食粗衣して九尺二間の裏長屋に住むと雖も、彼等の労働によりて生産さるゝものは、盡く世

の中の人に求められ、用ゐられ、喜ばるゝのである、戴星踏月の苦役に従事する農夫の姿は、賤しくも見えよう、醜くもあらう、然し彼等の生産によりて、國民の生命は保證さるゝのである。飽食暖衣して逸居する人々に比して、其生活の價値は大なりと云ふべく、貴い哉とも云はるゝのである。

肉體も役に立たず、其智識も用ゆる所なくして、唯だ所有する財貨や土地が役に立ち、用ひらるゝ輩に於ては、其財貨や土地を可成社會公共の用に供することによりてのみ、財産家や地主は存在の價値が認めらるゝのである。されば財産家にして財を吝むだり、單にそれが私慾を充たす爲めにのみ供せられては、社會は其存在を認めずなるとは當然のことである。同時に土地所有者にして、何等土地の改良もせず、土地の便利をも開發せずして、單に小作料のみを得んことに汲々乎たる地主も亦存在を認められずなるは、亦勢の然らしむる所であるとする。之を解せずして、勞働者や小作者の惡化を罵り、それを咀ふは、吾輩其痴愚を感まざるを得ぬものである。

世間往々。生活改善を單に物質的に解釋せんとする者があり、従つて衣食住の改良を叫び、二重三重の生活振りを改めしめんとす、之固より可なりとするも、而も生活意識を認めて生活價値の意識に思ひ到らず、生活意識よつて世態を知つて、生活價値の意識に進めんとせざるは、吾輩の斷じて取らざる所である。而も此處に目醒めざる限り、衣食住の改善も教育、衛生、娛樂の施設も容易に出來まいとする。

農村は特に社會的施設を缺いて居る爲めに、不幸な生活をなし、不便な日暮らしをし不自由な生活を餘儀なくされて居る所である。されば農村の當局者、農村の指導者、教育者は、此處に思を輪して、指導啓發すべきであり、従つて遺漏なき計劃がなければならぬとする。而も、今日の農村事業中にそれを見出す能はず、教育も動もすれば農村の實際生活に觸れんとせず、指導も亦都市と劃一ならんとして居る。之れ農村の生活者が農村を忌避し、農業を忌避する所以である。

前述の如く我農村には隣保團結の美風がある、事業の共同も出來易き事になつて居

る以上、上下の人、生活價値の意識に目醒めれば、都會に比して農村は餘程輕便にして面白く、簡易にして心配ない生活が出来、出来ねばならぬ所であると信ずる。

二八、生活改善（其二）

さは乍去、農村の有形的生活資料にも、澤山な改善方面がある。彼等の衣服に於て食滋に於て、住居に於て、改善すべき余地が澤山あるが故に、手のつけ様がないので、今日まで何人も放棄したが、今日市民生活と多くの距りを生じた所以であるとする。

之を普遍的に論ずるのは、或は穩當でないかもしれぬが、然し理想としては、先づ住居を卜すべき土地の選定を新にしたい。考慮の結果、現在が惡いと分れば、思切つて住居を移轉する計劃を立つべきである。且つ農業の作業は住居と別にしたい、さうするが農民の理想であらねばならぬとする。所によりては作業は共同でなし得るであ

う、斯る所に於ては、共同作業場を設けるがよい。さすれば住宅は、今日より以上に清潔となり、簡易となり、雅趣をつける事も出来るのである。若し其處に電化が出来るならば（それは所によりては確實に出来る筈のものである）更に農村生活を美化し善化する事が出来る譯である。吾輩は、農村當局者と農村住民とを問はず、其處に理想を置いて、農村生活の向上をはからねばならぬとする。

谿流の利用、ダムの普及によりて、農村生活が農業經營と共に電化するならば、燈火の光明よりも炊事の輕便と清潔と相待ちて、農村婦人の老いゆく事を防止する事が出来るとする。炬燵も火鉢も電化となれば、農村の火災も輕減する事が出来るに相異なると思ふ。此點に於ては、今日の市民より農村民の方が、多くの理想に生き得るとする。

一、衣

農村の衣服は兎角流行に後れる。流行に後れて却つて農村らしく見ゆる。故に農村

生活に徹底せば、衣服が流行後れであるは、何等恥づべきではない事になる。

さは云へ、衣服太物の見きゝが出来ねばならず、色分の調合も考へ得ねばならず、紋様や縞柄の調和も出来ねばならぬ。今日の農民は、動もすれば値の高きものがよい物と考へたり、商人の押つけるものを識別する事が出来ぬ爲め、甚だしき不経済を敢てして居る嫌がある。それでも商人に有難がられゝばよいが、却つて馬鹿にされてる事を思へば、此邊の智識が發達せねばならぬとする。

所によりては、新らしき衣類を新調する事が出来ず、従つて古着を買ふ關係上、裁縫が全然出来ぬで平氣であるもある。氣の毒な事の至り、同情に堪へぬ事であるが、それが數少からぬが、我農村の現状である。斯る所に於ては、經濟的に着る方法や、經濟的に購入する方法を教へる事が肝要であり、有效でもある。

更に甚だしき所に於ては、夜具布團を持たぬがある。斯る所に於ては、藁布團や草布團の製法を知らしむる事が肝要である。出来る事なら、町村の事業として、衣服や

布團の給與法を立つべきである。それも出来ぬとあれば、町村で購買の斡旋をしてやるべきである。如何に考へても、牛馬と同様に藁の中にもぐり込むだけ、牛馬とごころ寝をするは、餘りに氣の毒である。

更に注意すべきは、着物の着方を注意し、教育し訓練する事である。粗服なりとも着方によつては氣高く見え、時勢後れの着物と雖も、着方によりてはよく見えるものである。今日の如くだらしない姿であつては、如何に上衣を纏ふても、狝猴の冠の感がする。

一、食

娛樂なき農村に於ては、飲食は唯一の娛樂であるが、それが家庭に於ては狭くとも、汚くとも、高くとも、料理店や飲食店で行はるゝが農村の通弊である。

元來農村は新鮮なる野菜に富まねばならぬ所であるのに、多くの農村では都市や田舎の街より購入するが常である。生素に富むだ食物がとれる所に農村生活の誇りがな

ければならぬのに、之を他より購入しては、何の誇りも幸福も得られない事になる。たとひ、材料があつても、料理法に通せぬ爲めに味を殺しつゝある。而も今日の教育は、西洋料理を教へても、簡易な蔬菜料理は教へぬ。故に農村の料理は飽き易い、いやになり易い。それが小料理屋の繁昌する所以である、家庭紊亂の源をつくつて居ると云つてよい。

以上を通じて、農村の人の體格が意外に悪しく、顔色の蒼白なるが多く、早く老いて仕舞ふ原因は、分量も知らず、成分も知らず、何を食ふべきであるか其質を知らず、如何程食ふべきや其量を知らざるに在りとする。而も多食に對して迷信を持ち、餘計食へさへすれば息災であり、まめであると相場をつけて居るは、不愆の至りである。

食滋に無智であり、食事に無頓着であるが故に、食つて病氣となり、甚だしきは壽命を縮めて居るもあり、あたら藥滋となるべきものも、之を悪用してゐるのがある。其

癖、農村には醫師と藥品とを欠いて居るが故に、比較的死亡數を高め、病氣も瀰漫して居る。農村當局者にして、此邊に思をいたし、相當の計劃をなせるは、吾輩唯だ島根縣は鹿足郡、青原村に於てのみ之を見る而も識者も、農村振興論者も此事に關しては沒交渉であり、沒常識であるは農村の禍であるとする。

如何に米麥に事欠かずと雖も、米麥のみでは食滋をとる能はず、營養食とはならぬものである。故に自家用として、蔬菜や果實が出来ねばならず、養雞や養豚もせねばならず、又た其等を製造して、營養の保管も出来ねばならぬとする。若夫れ、米麥の不足する所に於ては、之が購入は共同で出来ねばならず、其他食滋も之を得るに相當の計劃を立てねばならぬのである。

一、住

住については、不經濟を極め、不衛生を極め、不潔を極めてるが多い。全く農村の人の不幸は此處に存し、無頓着も亦それにあると云はざるを得ぬのである。

我國は、石造の家も見得る、煉瓦の高樓もある、鐵筋コンクリートの大廈もあるが、建築の學問はそれ等に應用され、建築學者はそれ等に手腕を振ひつゝあつて、農村の家屋に惠澤を及ぼす何物もなく、農民の住居に功德を及ぼす何物をも提供する事が出來ずに居る。

今や府縣農會で、農家の標準を懸賞募集してゐるものもあるが、それは最近の事であつて多くは傳統的の不合理な住宅である。特徴とする所は、暗い所が多いのと、汚くなるのと、寒い事であるとする。清淨なる空氣を吸ひつゝも血色が悪く、透明なる光線に浴しながら皮膚病に悩まあるものゝ多いは、全くその爲めである。

農村に講習會は頻繁に開かれ、農村民に講話は始終くり返へされつゝあるも、生活問題に觸るゝもの尠く、住宅と庭園或は敷地の利用に及ぶものは稀である。故に理想に生きる青年少女が、狭くも少くも金がかゝるも、都市生活を憧憬するは無理からぬ事であると思ふ。農會は農家の福利増進に努むと雖も、未だ此事に成案なく、唯だ住

宅の標準を求めつゝあるばかりである。吾輩は寧ろ町村の事業としても、農會の事業としても、聯合の事業としても農村家屋の設計をなし、建築を受合ふ事が出來ねばならぬとする。同時に建築材料や、疊建具の共同購入の道を開くべしとする。

吾輩は、今日の町村事業が餘りに傳統に囚はれつゝあるを遺憾とする。斯る緊要の事に何等の計劃も立てず、それを當然の事と見てゐる町村民の無自覺をはやく思ふものである。

一、共同の施設

農村に於て共同施設をすべきが澤山ある。新に計劃を立てべきも多い。それが出来る事によりて、農村生活を愉快にし、幸福ならしむる事が、確かに出來ると信ずる。

作業場の共同經營や、共同倉庫の經營は云はずもがな、浴場の共同經營、客用座敷の共同施設、客用道具器具の共同使用、娛樂場の設置、圖書館や巡廻文庫、所によりては病院の設置（組合の利用組合によりて出来る）産婆の設置、看護婦の設置、公園

や運動場や競技場の經營、公會堂や食堂の施設、理髪や髮結所の設置、上下水道の施行、托兒所や、妊婦の預所も農村に出來ねばならぬものである。それに寺院の改造、神社の神苑擴張をやつて、信仰を強ふ事が出來ねばならず。農産物や其他の陳列場を設けて其地方を知る事が出來、農民美術や藝術をも之を蒐集する所が出來るならば、農村は如何ばかり面白くなるであらう、愉快になるであらう、光明を感じる事になるであらう、幸福を享有し得るであらう。それは出來ぬ事にあらずして、出來る事であるのである。農村計劃として、當然出來ねばならず、其處に計劃が立てられねばならぬとする。

實際、國民の幸福は、生活の安定と向上とにある以上、都鄙の別なく、其處に遺憾なき計劃が立つて來ねばならぬのである。今日都市に於て計劃の端緒がついて來たるに關はらず、農村に其聲だも上がらぬは、全く不思議の現象とせねばならず、笑止の沙汰と云ふべきであらう。吾輩は今日の町村の事業に、何等生活に關する計劃なきを遺憾とし、痛嘆せざるを得ぬのである。

二九、生活改善（其三）

農村の生活は、從來額りにダラシないものであつた、セチ辛いものであつた。世人が農村の人を時勢後れと見做し、農村生活を忌避せんとする心證は、其處に基因するものが確かに在りと認むる。故に漸次之を規律的に導き、娛樂的に誘ふは、農村生活の改善であるとする。

休業日、勘定日の一定

時間勵行は、都鄙を論せず必要であるが、それは尙前途遼遠であると信ずる。然し休業日を一定することは左程困難ではあるまい。府縣により多少事情を異にするあるは勿論であるが、月に二回の休業日を設くるは、それほど不都合はないと思ふ。一日と十五日が休業日と一定すれば、親類の往來、業務の打合、相談の訪問は勿論社交的

の事も、其日にすれば、額程規律的にすることが出来る。

勘定も出来ることなら、月末勘定と決定したい、若しそれが困難であるならば、年季毎の勘定でよろしい、要は地方で明瞭に勘定日を一定したい。さすれば、金融の不便なる農村でも、準備が出来、用意をすることが出来るから、之もきまりがよくなる。舊曆廢止は久しい前からの議論であり、思切つて新曆を採用した所もあつたが、今日其多くが後戻りをした事實に徴せば、農村の便利は舊曆を存する方がよいらしい。やつてやれぬ筈はないと信ずる、又たやるがよいと思ふが、然し無理をするには及ぶまい。要は、休業日と勘定日との一定である。

農會の事業として、産業組合の仕事として、又た實行組合の行事として、それをやることである。元來自治行政として、又た農村の政策として、町村當局者がそれを一定することは當然のことであるとする。從來我國の自治體が、其處に努力と工夫とを輸さないのは、甚怠慢であると敢て云ふ。

舊慣の尊重と其改善

二千五百八十五年、彌榮の皇國には、他國が擬して遠く及ばぬ慣習民俗がある。

正月に餅を搗きて神社と祖先とを敬ふが如き、家庭に歌留多會を催して團欒するが如き、春秋の二季に於て鎮守の宮祭をするが如き、陽春の頃、男女の節句を催して前途を祝福するが如き、孟蘭盆に踊つて新らしい故人を追想するが如き、商家の美子講、農家の甲子祭の如き、數へ來れば、其處には皇國固有の面白い舊慣があり、意義ある民俗がある。

獨逸の化學者ハーバー博士が、我國民に、國民性の尊重を説き、それが其國の寶であるとして警告したが全く其通りである。世の中には、各國民共通の行事があり、共有の本能もある。然し個々の國民が特有のものもあるは、何人も肯定せねばならぬことであると思ふ。

世人動もすれば、我農村に娛樂なしと云ふが、それは自己を知らざるものなりとする

餅搗を有意義ならしめ、各戸を搗き廻りする間に、當年の如く趣向を凝せば、歡聲天地を壓するものがある。歌留多會に青年男女を集めて、技を競はしむる所に、ダンス以上の快樂を味ふことが出来る。春秋の村祭に、獅子舞、宮相撲、の奉納は勿論、組織的の運動競技會を催すことが出来れば、上下を論せず、愉快を感ずることが出来る。此處に神に仕へ、祖先を慰むる道もあるのである。若し夫れ、生靈を慰めんが爲めに盆踊を規律的に、組織的に教育的にすれば、恐らく世界に冠絶する共同共標のものとなる。

若し春の村祭に、冬中の手工品、生産物を一堂に集めて展覽會を開かんか、意外な藝術品も見出されて、其處に所謂農民藝術をも偲ぶことが出来様。又た秋の祭禮に主産物の米麥なり繭なり、其他生産物の品評會を開きて優劣を競はしむれば、興味をそゝる中に産物の改良も出来る。それが御義理的になつたり、強制的になつては駄目であるが、農村娛樂として、趣向と工夫とを凝らすことになれば「意外な興味を興ふる

ものであるは、既に目醒めし處で經驗してることである。

農村の娛樂なしと唱ふるもの、何故に舊慣の改善によりて之を得ることに工夫せざるや、吾輩は農村計劃をなす當局者が、頻りに材と氣轉の乏しきを嘆せざるを得ぬものである。

農會あり、教育會あり、青年會あり、處女會ある今日の農村で、娛樂と云へば都市の劇を聯想し、活動寫真に限るもの、様々に考へ居る、其頭腦の低きを呪はざるを得ぬ。産業組合や地主は、時に或は懸賞し、時には優勝旗を寄附し、或は優者の名を違ねて宮に奉納する古風を再興するならば、新しい希望に生かしむることが出来るのである。

従來の農村娛樂は、上下の別なき所に特徴があり、貧富によりて差なき所に妙味がある。都市の娛樂は往々にして上下其所を異にし、富貧其度を別にする嫌がある。故に農村の舊慣による娛樂の再興は、今日の農村に明るい世界を提供するものとならぬ

に限らぬと信ずる。

年 中 行 事

農村に年中行事の制定は、屢々識者の指示する所であり、各地に試みられつゝある所であるが、而も其成績の比較的上らざるは、其事の意義が徹底せぬ爲めである。

年中行事が出来れば、不規律なる納税の成績をよくすることが出来、農村の仕事の大綱が明瞭になり、休業日、勘定日、祭禮の期日期間も定まつて來、従つて萬事は規律的になる。

之が周知徹底の方法は、先づ小學校に於て子供に知らしめ、補習學校に於て、之によるの行動をなさしめ、青年處女の會合に之を理解せしめ、一面役場より之を廣告し農會なり、農業組合なり、實行組合なりは、之が實行を督勵することにするのである。實行組合の發達せる所に於ては、立派な成績を上げて、自他利便を感じてゐるがある。單に儲けることのみ考へ、勞力の節約のみ考案して、生活を規律的にすべく考慮を缺

くものは、所謂佛作つて魂を入れないものとする。

休業日の一定、勘定日の制定、舊慣の尊重と改善は、皆年中行事によりて出来ねばならぬ。年中行事として之が出来ねばならず、さうせねばならぬものである。故に年中行事によりて、各農村が行動することになれば、農村の生活は、必ず従前に比してきまりよくなり、心持よくなり、面白くなるに相違ないとする。農村生活の改善は、此方面に尙餘地が澤山ある。それ丈け農村の生活は、前途洋々の感がある。故に都市の行詰り、行詰らんとして居る生活に比して、甚だ有望なりとする。

農村當局者并に先覺者は、此處に思をいたし、農村民をして此處に希望を有たしむることが肝要である。

三〇、農村の財政

農村計劃の事業には經費を要するものが多い、費用がなくなれば出来ぬ仕事は澤山ある

それ故に農村計画を遺憾なくするには豊富なる財政の基礎を有することが肝要であり、経費の調達と支出とに心配せぬことにすることが必要である。故に財政の基礎を立て、財政に困らぬことにするは、農村計画の先決問題であるとする。就中財産の基礎が強く固ならず、財政に貧弱なる町村の多き我國に於ては特に然りとする。

町村制には、町村の経費は、町村が有する資産より生ずる収入を以て支辨することあり、之が不足の場合は徴税を以て補ふべし、とあるが故に、町村有の財産が確つかりなければならず、あるが原則である。

然し我國に於て、町村制實施の當時は、全國の町村數は實に七萬四百三十五（明治廿一年の當時）あつた爲めに、一の自治體として獨立するには、餘りに情なく、餘りに貧弱であつたが故に、大急ぎに急いで、漸く之を一萬三千三百四十八に合併したのである。當時の合併は勿論區域強土の合併をしたに過ぎず、厄介な財産合併は之を後廻はしにしたのが多かつたのである。今日到る所に部落有林野が存在し、部落有の財

産が存續する所以は、それが爲めである。

然れば町村の財政を整理し、其基礎を強固にするが、自治の基礎を固むる所以であると悟つた所は、爾來部落有財産の統一をはかり、町村有の財産造成につとめたものである。然し、一面に於て其事の困難なると、學者の中にそれは單に有産階級を擁護するに過ぎぬことであると主張するものがあつた爲め、躊躇した所もあつて、今日尙あり得る財産を有つ能はず、造成が出来る所に於て出来ぬで、貧弱町村となつて居るのがある。

元來、町村の財政は、町村有財産の多寡と、町村民の擔稅力の多少と、町村民の公共心、義務心の強弱によつて左右さるゝものである。不幸にして町村の財産がなくとも、町村民が誰れも彼れも富裕であつて、稅の負擔に困らぬならば、財政上の支障はあるべきものではない。又た町村民の公共心や義務心が強ければ、其處には凡る方法を講じ、準備をして財産を造ることをもなし、納稅を滑にすることも出来るのである。

不幸にして、我國民は貧乏に於て世界の一等國を以て、自他之れを許して居り、國と地方と人とを問はず、貧乏は平等の特權であるかの觀がある。加ふるに公民の教育を缺くこと久しかりしが故に、傳統の慣習によつて納税の義務を果たすものは別として、他は何れも納税の義を解せずして、とられまいとられまいとして居るが多い。故に或國の優良町村といへば、納税の完納付が選ばれて居る奇觀があるのである。

今や農村は疲弊し、困憊しつゝある、志ありと雖も之を行ふ能はず、すまぬことゝ承知しながら納税を怠る羽目に陥つて居る。特に近年町村費の膨脹は破竹の勢であり衝天の様であつて見れば、農村民の負擔は益々重ならざるを得ぬ。それに政治や政策は、都市本位であり、商工偏重であるから、農村の負擔は、理窟や道理を以て律することが出來ぬ程過大である。今や二千萬圓や千萬圓の義務教聲費國庫負擔の増額は、宛然國家の一大事であるが如く、朝野の大問題となり、それに全國の町村長會や農會や教育會が大騒をして居るも、亦偶然でないことが分る。

世には、負擔の輕減は、單に有産階級を保護するに過ぎず、地主擁護の政策に陥るとするもあるが、それは農村の實際に迂なるものとする。何れの町村でも、勞働にいそむで居るものは無産階級が多いのである。彼等が悪路に車を曳きつゝある狀況を見る時に、彼等が賣買する米や肥料が、運賃にしてやらるゝ事を思ふ時、誰か一掬の涙なきを得んやである。

町村の里道は町村の事業であり、町村有の財産を以てするか、町村民の負擔を以てせねばならぬものである。而も財産がなく、負擔力が涸渴して、如何にして費用多大なる土木事業に遺憾なきを得るであらうか。町村には凡る公共事業があり、公益をはからねばならぬ仕事がある。それが盡く税で支辨せねばならぬ今日、あれも税、之も税、税々と宛然喘息病者の如く、我農村民が瘦せ細まりつゝあるは、國家永遠の策、彌榮の道でない、吾輩は斷言して憚らぬものである。論より證據、能率増進の急なる今日、町村公共の事業が出來ぬために、公益事業が進捗せぬ爲めに、働く人ほど塗

炭の若しみをなしあるのである。可愛さうに、農村の中堅ある自作農者は、毎年一萬戸ばかりは倒産し、潰滅しつゝあるではないか。だから、農民の負擔を輕減して、其擔稅力を涵養するは、農村計劃上極めて肝要なりとするのである。

特に八割が山岳地であり、到る所山林の經營が出来る我國に於ては、林地に町村有の財産基礎を置くは、便宜な方法でもあり、賢明なる方法でもある。故に山間部の町村に於ては、基本財産に植林計劃を立てるがよく、立てねばならぬとする。而も今日何れの地方を見ても、其計劃か立つて居らず、木のある山よりも禿げてる山の多いのは、抑も何の爲めであらうか。それは部落有林野の弊であり、部落有財産を固執してゐるからであるとする。

成程、納稅をなしつゝあるものゝ多くは有産者であり、地主者であるから、町村有の財産が出来、部落有財産を統一して、それが爲めに財産上の収入が多くなれば、或は町村稅を徵收せずしてすみ、徵收せぬでよいことにもならう。然し今日の町村當

局は、政策上斯る下手なことはするものでない、斯る拙策ははするものでないと、吾輩は信じて居る。或は惡稅なりとして居る戸數割に振りかへる所もあらう、思ひ切つて他の公共事業を起すことに支出するでもあらう、或は新なる事業を施行するでもあらう、思想の單純ならざる今日、進歩したる今日、有産階級の便をはかつたり、地主の歡心を買ふほど、低能なる當局者はあるまいとする。

吾輩は、此頃三重縣一志郡下之川に往つた、其處は我國では貧弱村に勘定をして居る所である。實際戸數三百卅二戸しかない所で、地積を占むる大部分の林地も他所に出て居るも尠からぬことであると聞いて居る。然し此處には部落有財産の統一が出来、村有林として三百三十七町歩の計劃案を立て、植林は正に終はつたと云ふが、之れが爲めに種々の理想を畫きつゝある。村の當局者の云ふ所によれば、財産の餘裕が生じたる時行ふ事業は、

一、學校の増築

一、林道の改修

- 一、役場の改築
 - 一、公會堂の新築
 - 一、産業組合の資金補助
 - 一、中等程度の公民學校新設
 - 一、學資金の給與
 - 一、村道の改修
 - 一、他村者所有に係る土地の買収
 - 一、住宅の建築及補助（附屬建物を含む）
 - 一、村立病院の建設
 - 一、地籍圖の改正
- を上げて居るが、それは將來出來さうに考へらるゝものである。而もそれは全く基本財産を造成した賜であり、部落有の財産を統一した結果である。故に山地に於ける町村は、是非共山林經營によりて財産造成に努めねばならず、思切つて部落有財産の統一をなすべきである。

部落財産の存在にも便利がある。町村制には部落を認めて居ないが、實際今日の町村には部落があつて、それが自治的にやつて居る所もある。斯る所に於ては、部落の財産がなくなつては困るであらう、我國民性によりて小より大に及ぼす關係に於て、

部落を固める方便にもよいであらう。故に部落有財産の全部を處分することに拘泥出る必要はない、一部分を出し合はせ、町村の基本財産をつくる亦可なりとする。何事も劃一的にせんとするは悪い癖あり、偏見でもある。斯る考を持つて居るが故に出来るものが出來ず、出來て居る筈の所にも出來ないで困つて居るがある。

愛知縣の額田郡、宮崎村は目下五百町歩の基本財産林を持つて、極めて裕福な所になつて居るが、而も部落にも財産林があつて、便利を感じつゝある。全國の町村で斯る所は少くはない、斯くの如く當初よりして計劃を立てた所もある。

平坦部の町村では、山がなく林地がない爲めに、基本財産が出來難く、爲めに財政の基礎が強固でない。凡ての經費を税に仰いで居るから、今や財政の行詰りを痛感して居るもある。斯る所は、山村にして廣き林地を有する所に交渉して、土地の分讓を計劃するもよく、或は部分林の設定をやるがよい。吾輩は此點に付て、政府や府縣の當局者に遠大の計劃なきを遺憾とし、公共の利益に供せらるゝ山林が、動もすれば個人

の私腹を肥すことになつて居るを残念に思ふものである。

三一、漁村と山村

世間では農村の疲弊困憊が叫ばれ、多くは平坦部の農村が視聽の標準になつて居る様である。が海岸線の長き島國である我國では、漁村は甚だ數が多く、又た山岳重疊の我國では、山村と稱すべきものも亦甚だ多いのである。

漁村の人は漁獵を事として、陸上生活が少い爲めでもあらうが、文明の程度の低き所が多く、山村の人は交通不便にして文化の風に吹かれぬ爲か、文化を辨へざるが多い。それ故に漁村の人に自己を世に紹介するもの尠く、山村の人亦自己の境遇を闡明する人に乏しきの感がある。

公平の見地よりせば、漁村の疲弊、山村の困憊は平坦部の農村に比して、更に甚しきものがある。其の生活の慘めなる、其境遇の哀れなる、到底平坦部の農村に見られ

ぬものがある。而もそれが問題にならず、世の視聽を引かぬは、平等觀念の發達せる今日、誠に奇怪の事であり、又た同情に値することであるとす。

政府の政策も、府縣の施設も、平坦部の農村本位である。學者の説く所、政治家の論ずる所、亦平坦部の農村に立脚するものばかりである。故に今日農村振興策を上下するもの多く、其對策を論議するもの多々ありと雖も、漁村と山村とを閑却して感あるは、獨り吾輩の見地ではあるまいと信ずる。

漁業は賭博に等しき業であつて、一六勝負の仕事である。吾輩は其業を卑下するものではない、又た仕事を賤視するものでもない。多くは海上の勤勞であるが故に危險が比較的多く、魚族の往來と其繁殖と否とは自然に任かす場合が多い故に、農業に比して確實性を缺くの意味に於て然か斷するのである。漁業は確實性に於て農業に劣るそれを主業とし、それによつて村の經濟財政を按排するは、農村のそれに比して困難である。而も漁人は農人に比較して一般に貯蓄の觀念に乏しきが故に、更に始末が惡

いものである。故に吾輩は純農村の計劃に比して、漁村の計劃は容易ならずとするものである。

山林は林政の確立せざる限り、其計劃の艱難なること、何れの村よりも甚だしいとする。諺に動かざること山の如しとあるが、近時山ほど動くものはない、何處の山も其所有權は山村の人より都市の人に移動しつつある。而も山の所有權は容易に復歸するものにあらず、都市の人より都市の人に移動するが常である。故に一度窮乏に陥りし山村の回復は容易ではない。それは禿げた山が茂つて來ることの容易でない比ではないのである。故に山村の經營難は當然であり、山村に立派な村が尠い所以も亦此處にある。

漁村は出産率のが高いが常である。故に戸數人口は驚くばかり増加する。其處に亦經營の困難が醸され、計劃の容易ならざる原因が伏在する。彼の有名であつた静岡縣加茂郡の稻取村が崩れたのも、漁村部落からであつた。それ故に先覺者は、漁村の經營

には種々の試みやつた。中には社會主義の實現と見るべきもあり、共產主義の實行と認むべきもある。學者等が西洋の先覺者によりて智慧つけられ、マルクスの著書によりて始めて大發見をした様な顔してゐるのを見れば、餘りに脚下を見ないのにも程がある。と云ひ度くなる。

山村は山紫水明の地であるから衛生的であるが常なるも、一度肺病などが浸入しては衛産機關と衛生思想を缺ける爲めに、始末が出来なくなり、爲めに人々の激減する所もある。山林収入が急に入つても其の處置に跪き爲めに、つまらぬことに浪費濫を敢てして、贅澤と風紀の敗壞のみ残して困つてるもある。而も人物は一度都市に出て、は、便利の奴隷となつて、交通不便な山村に歸つて來るものは、皆無であると斷じてもよい。故に經營の材に乏しく、計劃を縦横にする人の居ないのが今日の山村の通弊である。

天然資源を得るに便利なるは、漁村と山村とであつて、此點に付ては平坦部の農村

は比較にならぬのである。故に計劃さへよくば、經營宜しきを得さへすれば、漁村でも、山村でも、必ず面白い村が出来、立派な所も出来る、又た出来ねばならぬ筈のものである。而も今日誰もそれに注意せず、何人も深き思慮をよせぬは、吾輩漁村と山村との爲めに遺憾とし、其處に住む人に同情を濫がざるを得ぬものである。

特に其等の村の計劃に付ては、財政の基礎を立つるが先決問題であるとする。三重縣東牟呂郡九鬼村の如きは、漁獲金の何分を基本財産と基本財産造成に積み立て、居る。如斯きは獨り九鬼村ばかりではないが、然し斯る計劃を立て、居るが少いのである。又た岐阜縣惠那郡の蛭川村の如きは、千七百町歩も村有林として經營し、今後五十餘年を経れば千五百萬圓の財産を得ることになつて居るが、山間僻地と雖も、斯る計劃を立て得る所は、我國に極めて多いが、然しその出来ぬ所が多いから、困つたことになり、困りつゝあるのである。

所によりては、村より出でし人、立身出世のせし人に愛郷心があれば、其愛郷心を利用し得るならば、それ等の人の郷里は、相當の計劃が立ち、又た施設も出来るとする。香川縣三豊郡の豊濱町には立派な幼稚園がある。それは足手まとひになる子供があつては親の勞働能率が上がらぬといふので、同町出身の或成功者が寄附したのである。廣島縣双三郡三良坂町は、其處より出でし人々から寄贈さるゝ圖書で圖書館が準備して居る。斯る例は、全國到る處に在るが、あつて然るべきである。さうせねばならぬが計劃の一であるとする。

由來我國民には祖國を思慕する國民性がある。それあるが故に海外發展は出来ず、移民は成功せぬと云ふもある。短所が長所であり、長所の裏面に短所ありといふのであらうが、其處を甘く利用するは、農村計劃者の務めであり、手腕であるとする。

都市は富豪の多い所であり、資本家や蓄財家の多く出来る所であり、時勢は其等の人々に向つて、或は慈善に、公共に、公益に投資寄附を強要しつゝある。之をなさざれば呪咀され、排斥され、社會的に存在を認めぬ様になりつつある。故に近時それ等

の徒は心裡は如何あらうと、寄附行爲をなしつゝある。都市はそれに依つて、文明の機關を備へ、文化の施設を進めつゝあるは、周知の事實である。特に知らず。それ等富豪の多くは農村の出身者である、漁村山村の産物であるが多い。農村計画をなす人に氣のきいた者があり、用心周到の人が居るならば、或は事業を起し、或は機關を作り、或は施設をすることは、決して六ツケ敷事でないとする。大倉氏が郷里越後の新發田で製糸場を起せし如き、淺野氏が郷里越中の伏木に倉庫業を開始せし如き、名古屋の富豪瀧氏が郷里丹羽郡古知野町に圖書館をつくりし如き、其例は枚舉に暇あらずとする。然しそれは都市のそれに比して、金額も少く、出す人も少いのは、やはり事實であつて、此處にも都市本位が偲ばるゝは情ないことであるとする。

吾輩は今漁村と山村とが、等しく農村の名に包含されながら、純農村に比して疲弊困憊の事實が、一層深刻であり悲惨であることをみとめて敢て世間の人の注意を喚起すると同時に、計劃の衝に當れる人々に最善の努力を要求せんとするものである。

三二、農村計劃の基石

農村計劃を立つることは恰も家を建つるが如き感がある、斯く感ずるが正當である故に家を建つる場合、地つきを爲して基石を置くの心得は、農村計劃を立つる場合に於ても必要である。農村計劃の基石は何んであるかは、人によりて多少意見の相違はあると信するが、吾輩は、自治機關と教育機關と經濟機關と生産機關とは、是非整備活動を要する基石であるとする。

(一) 自治機關

行政機關即ち役場、人として云へば役場吏員と、代議機關即ち町村會、人として云へば町村會議員は自治機關を構成する兩翼であり、兩輪であつて、双方の整備共力活動によりて自治事業が發達し、自治體が振展するものであるは、今更暇々を要せぬこ

とである。而も我國の自治制は欽定の自治制である爲めか、町村民が自治に對する自覺確實ならず、爲めに兎角不振の觀あるは、何人も遺憾とする所である。

自治政が本當に行はるれば、農村計劃が先決問題として考慮され着手されねばならぬ筈であるに、斯ることを見るは稀有で、多くは其日暮らしの感があり、行きあたりばつたりの觀あるは、今日農村疲弊の聲が叫ばれ、農村民の困憊を見る原因の一であると、心あるものは認むるのである。

第九節に於て吾輩は、當局に立つ人に優秀の人を得るにあらざれば、農村計劃を立つる能はずと論じたが、斯る人ありても、町村民が自治に理解なき限りは、之を當局に選出することは出來ず、又た其人をして縦横に手腕を振はしむることも出來ぬものである。

我國の教育に於ては久しく公民教育が缺けて居つた、自治制に對する知識を授けることも出來ず、其訓練も出來ず居つた。今日補習教育に於て稍其點に着手せりと雖も

今日多くの自治機關に在る人は、皆教へられざる人であり之を選出する人亦其知識を缺いで居る。而も斯る人に相應の教育訓練をなす應急の措置もとられずに居る。之れ我自治體が振はず、農村計劃の見るべきなき所以でもあつて、眞に我國の禍であるとする。

(二) 教育機關

農村に於ける唯一の教育機關は小學校である、然し小學校では單に兒童を教へるのみであり、現在に無縁の人を教育するに過ぎざるものである。故に農村に於ては社會教育の機關が出來ねばならず、出來さねばならぬとする。

目醒めたる人の居る所、覺醒したる町村には、戸主會、婦人會、青年會、處女會を設けて、各相當の施設をなし、機會を囚へて訓練を怠らず居るが、爲しそれは曉天の星の如しであると云ひ得る。

我國にては一萬二千有餘の町村があり、就中優良町村と目すべきは屈指に過ぎぬの

である。青年處女に對して公民教育を具體的に援け得る設備をなし、公民學校と目すべき施設をなせる所も亦僅少である。中には志ありて着手せんとするも經費は兎に角指導者を得る能はずして苦しむで居るもある。實際、自治に關する著書もなく、農村計劃に關する出版物もないのは、學問の進むだ今日、學者の多き我國に於ては、實際奇態の現象であると思ふ。

内務省に地方局はありと雖も、所謂不行届を嘆かざるを得ず、地方廳に監督官はありと雖も指導誘掖の手腕も志もなきが通弊であり、地方廳は上廳の意を迎ふるに急にして庶民を向上せしむるに暇なしの感がある。強ひて之を求むれば、中央報徳會の「斯民」丈けは終始一貫、自治政に關する記事を掲げて居るが、未だ民衆の讀み物とならざる憾がある。地方新聞は地方の教育機關であり、民衆の指導機關として唯一のものであるが、都會新聞の切り抜きや、すべつた轉んだとの記事ばかりで、地方啓發の機關として甚だ物足らぬものである。

今日の世論として、郡役所は遂に廢止となつたが、理想としては然かあるべきものとするが、地方の事實に徴すれば、遺憾ながら尙早と斷せざるを得ぬ。少しでも地方の實際を知り、地方自治の現状を周到に調査してゐるものは、斯る議論は口から出る筈がないとする。成程、町村長の中にも、之を主張するがあり、其實現に努力しつゝあるもあるが、斯る人は自己を以て他を律する人であつて、地方自治體の全體を知らざるものか、瘦我慢の議論であると、吾輩は残念ながら主張する。それ程に幼稚であり、未開であるが、今日の自治體であるとする。全く今日の自治體は教育に惠まれません。地方民は公民教育に没交渉であるが多いのである。之れ亦地方公共の事業が進まず、農村計劃に何人も目醒めざる所以であつて、我國今日の行詰りを見る所以でもあるとする。

(三) 經濟機關

農村の經濟機關は何んと謂つても、産業組合と農業倉庫とを上げねばならぬ。金融

機關としては信用組合にまさるはなく、交換を圓滑にし有利にするは販賣購買を目的とする組合に如くものなく、勞力の節約と餘剩勞力の消化は勿論、社會的の施設も亦利用組合によるが最も賢明であるとせざるを得ぬ。

農業倉庫は町村でも農會でも經營は出来るが、産業組合で經營するが便利だとする之が出来れば、倉庫も持てぬ人達でも米は勿論藪などの保管が出来共同販賣もやつて貰ひ、金融の便も得らるゝのであるから、農村には缺くべからざるものである。今回政府は農村振興の一策として、從來の補助額を増して、其増設と内容の充實をはかることになつたのは、農民としては看過してはならぬこととする。實際各地に農業倉庫が普及し、其運用が上手になり、活動が目ざましくなつて来れば、六千萬石の一割即ち六百萬石の米は倉庫で押へることが出来る。左様なれば政府も周章するに及ばず農民も米價の下落を心配せぬでよいことにもなる。それが國家として望まじきことであり、農民としては米價を自分で維持する道でもある。吾輩は政府が農業倉庫に對す

る補助金を増額したことを多とすると同時に、農村の人は須らく此消息を理解して農業倉庫の普及充實をはからねばならぬとするものである。

吾輩は近來暇さへあれば優良村の視察をして居るが、其處には必ず産業組合があり經濟機關として活用されて居るを愉快に思ふ。最近になりて、愛知縣の幡豆郡福地村三重縣の一志郡波瀨村、鵠村、河藝郡の河曲村、長野縣の小縣郡和村、群馬縣の碓氷郡岩野谷村を見たが何れもよく産業組合を利用して相當の成績を上げて居るに覺えず快哉を叫ばざるを得ぬのである。

今日の農村は全く經濟上の行詰りからして、疲弊が叫ばれ、困憊が唱へられて居る然しそれは目醒めて見れば、政府に罪をさせるばかりでもいかず、府縣廳に不足を述べた所で仕方がないので、農村の自覺の不足と云ひ得るのである。今日産業組合の數は一萬四千以上になつて居るから、數の上から見れば自治體に普及して居る様に考へらるゝが、其實際は未設の町村もあり、其恩典に浴せぬ所も澤山あり、設置されて居る

が何等の活動を見ずして無用と叫ばるゝもある。故に之が普及し充實し、活動するに非らざれば、農村は經濟上救はれない、助からないとする。農業倉庫に至つては更に遺憾を感じるものがある、残念なことである。

(四) 生産機關

何んと謂つても農村の振興、農家の進展は生産を盛にするに在る。それには農會の活動に俟つが最も便利であり、正當であるとする。何んとなれば、農家の福利増加をはかり、農民相互の融和をはかり、調査研究の機關となるは、農會本來の面目であるからである。特に農業の經營に一生面を開き、農民をして農業の有利に目醒めしむるは、現に農會がやつて居ることであり、やらせられて居ることである。

部落農會や實行組合を作つて活動を便にするは、町村の區域の廣狹を考へ農會活動の方便として、之も各所で考へられ、實行されて居る。然し農會の本質が分らず、目的を知らないで、法の命する所に従ふて出來ては居るが、何等の活動を見ぬで、動も

すれは無用の長物視せらるゝもある。それが多く斯く感ぜざるを得ぬものが多いのは農業忌避の人が多くなり、離村の現象を増す所以でもあるとする。

所によりては農會無用論が稱へられ、農會を設けぬ所すらあり、解散を敢てするもある。農村振興の叫ばれ、其對策が論議さるゝ今日、全く皮肉の現象と云はざるを得ぬが、上級農會に之れを防止する力なく、監督廳も亦之れを默視して居る。

各府縣に普及して農事試驗場も亦見逃がすことの出來ぬ生産機關であり農事改良の目的を達成すべきものであるが、不幸にして今日は事業に行詰りの態であり、當年の如き動を見ることが出來ず、其存在が明瞭になつて來ない。今日は農民の知識が進み研究が進むだ爲めか、當業者の間にかへつて生産上の發明をなし、到るべき範を示すものがある。吾等は此際試驗場が一段の奮發をなし、能率を高めて以て功德を上げ其存在を必要とするに至らんことを切望するものである。

之を要するに、農村計劃を立てるに必要な基石は現在の農村に於ては確かにして居

ない。何れの所にも基石はあるが、農村計画には交渉がない、農村計画を立つるに役立つて居らぬ。

木來、自政治も農村計画を基礎とせねばならぬことであり、教育も計画によりて施設され、經濟機關も之れに基いて活動し、農會や試験場も之れを根底として仕事をせねばならぬのに、其處に考慮が出来ずに居る。故に何を見ても其日暮らしの感がありどれも之も行きあたりばつたりの様に見え、唯だ官廳の命ずる所に従ひ、世間の宣傳に應ずるばかりである。斯くの如くして農村の疲弊、農家の困憊を見まいとするは、宛然木に縁りて魚を求むが如しである。之れ吾輩が農村計画を絶叫し、其必要を唱道して止まぬ所以であり、同時に凡る機關に向つて、改めて深き考慮と、此處に目醒めての計画を見んことを切望する所以である。

三三三、農村の現状と農村計画

農村の現状として茲に特に指摘すべき事は、一は小作爭議の益流布すること、二は農民の離業心、三は中農の没落、四は迷惑の民が加はり往くことであるとする。

小作爭議

農村の平和は農村文明の誇りであり、隣保團結の美風は農村文化の華である。世は開け、人智進むにつれて、人類が平和を好愛し、隣保團結を尊重するは、蓋し共通心裡である。而もそれを裏切るものは小作爭議であり、階級的の鬭争である。

小作爭議の益流布することは、農商務省が調査して發表する數字を見ても明瞭であるが、數字に上らぬものも多數であるが事實である。それが爲めに益農村に落付く氣分が薄らぎ、農業に對する執着心が退くも亦蓋ふべからざる事實である。

農村を知るものは、茲處に頑迷なる地主、横暴なる地主の存在するを知る。同時に出來もせぬことが出来る様に考へ、人も法も許さぬことでも出来る様に思ふて、煽動に乗る低級の耕作者のあるも知つて居る筈である。所によりては法外の小作料が改め

られずに在り、不法の加納米が尙存置されてもある。頑迷なる地主が時勢に目醒めざる限り低級なる耕作者が向上せざる限り、法外不法の陋習が抜けざる限り、争議は防止すべくもあらずである。故に農村計画は此點に着手する所がなければならず、適法が施行されねば、我農村文明の建設、農村文化の樹立は勿論其維持も亦望むことが出来ぬことになる。之れ獨り我農村の禍でなく、國家の禍である。

農民の離業心

餘りに經濟々々と言ふ世論に囚はれ過ぎ、採算上の結果のみ見て、合はぬ、引き合はぬ、儲からぬは、農業と思ひつめて、農業を阿呆らしい仕事と解釋し、馬鹿らしい業務と見縊り、氣のきかぬ勤勞なりと思ひ込むで、何んとなき熱心な態度が抜け、忠實なる勤務を缺き、執着心が薄らきつゝあるは、全国各地に於て見る現象である。中には生活の向上に刺戟されてか、虚榮の流行に感染してか、農業勞働の醜汚なるを恥ぢ、粗野なるを嫌ふて、農業を忌避せんとするものがある。それは若い人々、特

に處女に多く、就中女學校へでも出る娘達に多い。

經濟の本義をも辨へず、農業の本質をも知らず、農業經營に餘地あることにも氣がつかずして、漫りに農業を忌避し、國家の現状と我生産の内容をも顧慮せずして、徒らに農民生生活を嫌忌するは、其愚を立證するに過ぎぬことであるから、農民の爲めに探らざることゝするも、それが大勢である、現状である。

成程、農民の負擔は苛重であり、農産物の價格は不安定であり、農村の金利は高い加ふるに下らぬ争議に面白からぬ日暮らしもせねばならぬが事實であるが、それは絶對的のものでない限り、處する道がある譯である。其道を講じ、其道を開くが、即ち農村計画でなければならぬのである。

唯一人の農業に徹底した勤勞をする者があり、若き一人の農業禮讚者がありて面白く働いてる爲めに、全村の農民が教へられ、導かれ、悟らしめられて、農業にいそしむ民風が旺盛になつて居る所も現にあると思へば、相當の計画が立てらるゝことによ

りて離業心を防止することは六つケ敷ことでないとする。

中農の没落

中小地主及自作農の没落は、秋風吹いて落葉の觀がある。特に働かぬで小作米で喰つて居つた中小地主の滅亡は、或は自業自得と見らるゝもあるが、悲惨の感じがし、物の哀れを覚えしむるものである。土地を賣るも耕作者は買はず、脚下を見て買はぬでも、それ等の土地は勢大地主の所に轉ろげ込む。此に於てか、事實は土地兼併が行はれ、不在地主が多くなるばかりである。

法律が改正されざる限り、負擔の苛重に堪へねて都落ちをするもあり、小作米の收入丈けでは喰へぬとあつて、株や相場に手を出して、手を焼き全身に類焼するもあり生活を縮めることが出來ず、賣り喰の結果、身を賣らねばならぬことになるもあり、借金の結果、家の土臺までとられて仕舞ふもあり、農村の一部には修羅の巷が出來て居る。その結果、益負擔が重くなり、資金の融通が困難になり、人物が居なくなり、

暇のあるものがなくなる結果、公共事務が退嬰することになり、益農民の境遇は苦しくなる許りである。

農會は普及するも其働きは微温的なるが多く、産業組合や農業倉庫は經營者に人なき嘆をなすが多くて困つて居り、實行組合は未だ普及せず、依るべきなく、頼むべきなき、哀れはかなき境遇は中農である。云ふまでもなく、中農は農村の中堅であるが多い以上は、中堅の没落滅亡は、即ち農村の打撃であり、農村が衰へ行くことである之に對して今何の農村計劃ありや、農村計劃に任ずるもの如何の對策ありや。

自作農の維持創成は政府之を試みんとして未だなす能はず、府縣によりては之が施設をなすものありと雖も、十指を屈するに過ぎざるのみならず、其成績亦顯著なるが尠い。小作農は土地を要求して居るが事實であら、出來ることなら唯で之を得んと欲して居る、のみならずそれが出來るてふ宣傳に驅られて買入を躊躇して居る。故に自作農の維持創成は餘程思切つた政策が立たない限りは、實行されべくもあらず、實行され

ても豫期の成績を上ぐるは疑問とせざるを得ぬとする。

如斯して吾輩不幸にして、孰れの所に於ても計劃の見るべきなきを認む。斯して農村の衰頹を招來しつゝあるは、國家の災であり、禍とする。

迷惑の民は加はるのみ

農業に止まらんか薄利を如何にせん、思切つて他業に轉せんか經驗なきを如何にせんと、は現に農業にいそしむ戸主連中の悩みである。農業を營まんと欲して適當の耕地を得る能はず、他に轉せんと欲し資本なきに苦しむは、農家の二三男である。

小作爭議に影響を受けたる地主は、如何にせばよきやに迷ひ、戸數割の増賦に苦しむ小地主は身の置き所に惑ふて居る。教育を受けたるものは理想の實現されざる愚痴をこぼし、教育を受けざるものは時勢に順應することの出來ぬ煩悶をする。全く今の農村は迷惑の民に充ち、迷惑する人が殖えるばかりである。

其處に適當なる指導なく、之が爲めに相談相手となるものもなく、よるべもなく、依頼することも出來ずして、徒に消光する者の多きは、農村共通の現象であつて、同情に堪へぬことであり、慙むべき事實でもある。

今や不景氣の眞最中で、政府事業は勿論府縣の事業も繰延べにあらざれば中止の運命を見たものが多い丈けそれ丈け、事業が不振であれば、農業以外の副業もなく、副業として勞役に服することも困難、都へ出で、も失業者となる恐れがある。それ故に今日の農村は全く迷へる民で充滿して居り、惑へる人で一杯であるの感がする。

此邊に農村當局者や農村の先覺者は相當の對策が立て得られねばならず、計劃が出來ねばならぬ筈であるに、それが出來ず、出來ぬと來て居るから、全く困つたことであり、窮乏に陥るが關の山であると云ひ得る。

斯る所に適當の措置をなすべき農村唯一の關係は農會であるが振はぬもの、有名無實のもの、下らぬ政黨に弄ばらるゝが、今日の農會であるから始末にをへぬ。此際吾輩は農村當局者が目醒めて、何等かの計劃を立てねばならぬとする。それが農村當局

當然の責務であり、事業でもあると信ずる。

要之農村の現状は、農村計画を急務とする。農村計画を樹立するに非ざれば、農村の窮状は、救はるべくもない。今回の議會に興黨三派より農村振興の建議案が出で反對の立場に在る政友本黨よりは其決議案が出たが、それは農村振興の好問題が、政黨者流に弄ばるゝに至つたことを立證する外、何等の威興も功德も齎らすものではない。

農民唯一の團體である帝國農會や農政協會が、毎年同じことを議會に繰りかへされて、尙悟ることが出来ぬ様では、吾輩何をか云はんやである。

戦ふて不利なれば、戦略を新にし、戦術を更へ、戦ふべき武器を改めるが、戦ふ法則である。而も毎年同じことをと繰りかへして、恥づる氣色のない様に言語に絶した腑甲斐なさである。吾輩は此點に關して農民の眞摯なる自覺を慫慂すると同時に農村有識者の間に農村計画をなすに至らんことを切望するものである。

嗚呼農村は今弄ばされて居り、喰い物になつて居る。今日目醒むるに非らずんば、遂に再び立つ能はざるに至るであらう。農村計画なる哉、農村に計画を立つべきこと哉。

三三三、政府事業と農村計画

云ふまでもなく、政府は政治の根元であり、政策の因つて以て立つ斯である。故に國民は政府の方針、事業及び其事績を理解し、諒解することが出来ねばならぬものである。單にそれ等を理解し諒解するばかりでなく、或は之を助長することも出来ねばならず、或は其誤れるは之を阻止し矯正することも出来ねばならず、或は之を利用して地方の事業を起し、社會の公益を進める資料にもせねばならぬ。依らしむべし、知らしむべからずと云つた政治は、過去に葬り去られた筈である。

政府事業には、政府直營の事業と、助長政策による補助事業とがある。それ等都是

市的のものと、農村的のものとに區別さるゝものであるが、從來政府及府縣廳のなす所を見れば、都市に於てなさるゝが多く、都市の事業に補助さるゝが多い憾みがあるそれが爲めに從來の政治政策は、都市中心主義であり、商工業本位であるとの非難が生ずるのである。

人には其面貌の異なるが如く意見の相違あるは、蓋し當然のことである。然し建國の基礎は地方に在りて都市にあらず、護國の要素は農業の上に存して、商工業の上に存せず、健全なる國民の思想は農村に於て培養され都會に於てそれは望み難しとするは、獨り吾輩の見地のみでないと思ふ。此信念が今日の農民丈けにも確立してゐるならば、農民は今少し政治政策に目醒めて、輿論をつくり、國論をつくること、出来る筈であるとする。

政府の事業資金は、國税と國民が政府を依頼してする貯金掛け金によりて出来る。勿論政府事業の収益によるもあり、或は改鑄益金の如きものもあるが、税收入と貯金

掛金の利用は其主なるものとする。而も今日農村よりする國税は或は減少するかも知れぬが、國家が當然なさねばならぬ仕事を地方自治體が委任されてやつて居るは増加するばかりである。貯金掛金は巧妙なる手段、強制的の勧誘によりて、年々其額を増しつゝある。人物少き地方農村に於て、委任事務のみ増加するから、勢ひ固有事務は御留守とならざるを得ず、資金缺乏の爲めに金利高き地方農村に於て、貯金掛金となつて政府に吸収さるゝが多い故、益農村の事業は行きつまりの態となる。如斯して人物と資金とに缺乏を告げたる農村は、益疲弊困憊に陥らざるを得ぬことになつて居る。

(大正十三年、第五十議會)に於て、與黨三派からは農村振興の建議案が出て、反對黨からは其決議案が出た。見た所、農村振興の對策には熱心なる議員は多い様に見へ聞いても農村振興は議會の重要問題となつて居る様に感ぜられる。而も農村振興費として二百五十萬圓の計上に對し、染料工業の保護獎勵に七百萬圓を投ずる政府案に、誰れも疑惑を抱くものがないとは笑止の沙汰ではあるまいか。農村振興を叫ぶもの農村振

興の意義を解せず、それを旗じるしとするもの亦政府の方針を理解せず、徒に蟬の鳴く如く、蛙の叫ぶ如くあるは、農村振興の對策に見るべきものなき所以なりとする。

農村計劃をなすもの、茲處に思を輸して用意を周到にせねばならぬ。既に農村の疲弊が現實であり、農家の困憊が窮迫してゐるならば、現状打破に計劃を立てねばならぬ。其一例を上ぐれば、目下茨城縣北相馬郡及稻敷郡では、區域一萬二千町歩（内水田八千六百町歩）の耕地整理をなさんとして居る。耕地整理法によりて國庫及縣より補助を受くるの手續中と聞いたが、名付て茨城縣營、新利根川農業水利改良事業といつて新利根川の流域は八里七町に及ぶと云ふのである。從來此區域は利根川汎濫の爲めと悪水停滯の爲めにより、農作は確實ならず、農民不安に陥つて、萎靡不振の所であつた。今回利根川は政府事業で改修されて汎濫の憂なきに至つたので、此縣營事業が計劃されたものと見へる。工費百四十五萬圓で、其内國庫補助が七十二萬五千圓、縣費補助が二十五萬圓、地方負擔は四十七萬五千圓といふが、疲弊せる地方農村で四十

七萬五千圓は決して容易なものでない。加之、水源地と下流の地とは利害必ずしも一致するものでない、其處に負擔の輕重が生ずる、其負擔は動もすれば紛議の種となる恐れがある。而も農村計劃に忠實ならば、政府事業を利用して地方改善の事業を起すの賢明なるを知らば、而して其投下資金即工費の大部分が地元の農村に落つる用意をするならば、何人も此事業に不賛成は云へない筈であり、云はしめてはならぬことである。

政府の獎勵しつゝある事業で農村の開發に適するものがあり、政府の補助する事業で農村振興に直接便利なるものは多々ある。之をなし、之を完成して農村振興をはかるは、尤も適確なる農村振興策である。之を要望するものが多く、之をなさん地方が多くなれば、政府は必ずしも金の出し吝みはするものでないと信ずる。

今日の人動もすれば、事業を後にして補助金の増額を先にし、政府の用意した金を消化する能はずして、唯徒に補助金の増額を要望する嫌がある。之れ竟畢、政府事業

が分らず、其手續を知らぬによるとする。此の意味に於て政府事業の直營たると、補助事業たるとを論せず、農村計劃と交渉あらしめ、連絡をとることにせねばならぬとする。

一面國民として政府のなす所に共鳴し政府の欲する所に副はねばならぬが、無理解の奨励や勧誘は排斥することが出来ねばならぬ。一例を示せば、勤儉貯蓄の奨励はよい其勧誘もよいが、郵便貯金や簡易保険加入に限る必要はない。地方金融を圓滑にし地方事業を進捗せしめ、以て農村振興に資する上よりせば、有力なる信用組合を設くるもよし、其組合を利用するが尤も賢明な仕方である。さるを郵便局に貯金するがよいと唱へて、産業組合を敵視したり、信用組合が貯金を汲收するを妨害するが如きは斷じて許すべからざることである。更に滑稽なるは、勤儉奨励の結果、食を減じ、鹽をなめさせて、貯金の出来るを喜むで、國民の體力が減耗するに考へ及ばぬがあつたり消費節約を奨励し、生産資金をも節約せしめんが爲めに、金のかゝる種苗の改良など

するに及ばずと説くもある。愚にさるゝ農村の人々も慥れであるが、愚にする當局の人々も亦哀れむべきである。故に地方農村の人々は勿論、就中農村計劃をなすものは、政府の意のある所を理解し、其事業を諒解せねば、自他を損ふことになるのである。

吾輩此頃一寸内務省の低利資金調べをして見たが、一般事業低利資金(十三年度分)は左の如くである。

事業別	新事業	舊借換	計
灌漑排水水害豫防	二、三〇一、一〇〇	四一四、九〇〇	二、七一七、〇〇〇
道路橋梁	五七三、八〇〇	一三五、四〇〇	七〇九、二〇〇
河川	二〇六、二〇〇	五、三〇〇	二一一、五〇〇
防水堤防	七、五〇〇	一四、〇〇〇	二二、〇〇〇
道路河川港湾	七六一、〇〇〇	—	七六一、〇〇〇
分擔金	二一八、八〇〇	二〇、〇〇〇	二三八、八〇〇
埋立干澤	一三三、二〇〇	一二二、五〇〇	三六五、七〇〇
開墾	八八、四〇〇	一一、六〇〇	一〇一、〇〇〇

傳染病豫防	二四二、九〇〇	三五、九〇〇	二七七、九〇〇
療養所	四一、四〇〇	四二、五〇〇	八三、九〇〇
病院	一、八〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
上水道	二、六五八、二〇〇	五七五、五〇〇	三、二三三、七〇〇
下水道	四六六、〇〇〇	四六、五〇〇	四九二、五〇〇
火葬場墓地	六三、三〇〇	一	六三、三〇〇
屠場	四八、二〇〇	二、一〇〇	五〇、三〇〇
塵芥焼捨場	一三二、四〇〇	六、八〇〇	一三九、二〇〇
其他	一	四三〇、七〇〇	四三〇、七〇〇
計	七、九二三、四〇〇	二、〇七四、三〇〇	九、九九七、七〇〇

之に對する社會事業低利資金を見るに、大正十二年分は（大正十三年度未明）

住宅組合	一五、五五〇、〇〇〇	公營以外の住宅資金
産業組合	三、九三二、〇〇〇	
公營住宅	二六、七三五、〇〇〇	
公設市場	二、三九八、五〇〇	

共同浴場	一二三、〇〇〇	外に共同宿泊所	一二七、〇〇〇
保育所	一四〇、〇〇〇		
公設質屋	一二七、〇〇〇		
計	五八、六七五、五〇〇		

外ニ震災地住宅低利資金 八、七〇〇、〇〇〇

となつて居る。之に付て都市的のものと農村的のものとを對照して考へると、如何に多くの補助が都市に出て居るかゞ分る。社會事業は都市に發達して農村に發達せぬが事實であるから、今日都市に多いのは當然なりとするも、農村の社會事業は何人も認めて必要とするが、今日の農村には小學校の教育費にすら頭痛鉢巻の態であるから、他の社會事業は發達すべくもない。さりとて農村の社會事業は今日の儘であるを許さぬ以上、農村計劃に任ずるものは、農村社會事業の爲めに政府の資金をとり出す用意と工夫とをすべきである。

要之、農村計劃者は蛙鳴蟬騒に等しき農村振興論者の説に聞くよりも、寧ろ政府事

業を理解して、地方農村に起して可然事業は之を地方に起さしめ、助長政策によりて補助の出る事業はどん／＼之を遂行して、其不足を政府や議會に要望するがよく、社會事業の補助の如きは、機會均等を高唱し、農村に其事業を起して補助をとる工夫をすべきである。之れが時節柄尤も賢明な農村振興策であり、適確な地方開發策である而して一面民力涵養と農村財力の涵養とは、共に國力を培う所以を解して、漫りに地方の資金を都市に流出せしめぬ用意と工夫とを輸たし、國民體力の減耗を招來するが如き愚策は之を排斥することである。之れが眞に國家を思ふことである。國家に忠實なる所以でもある。農村計劃者は、此點に關し、透明なる意識をせねばならず、賢明なる理解がなければならぬとする。

三五、農民の思想善導

今日位國民の思想が動搖したことは、我國に於てはあるまいと信ずる。戰國時代に

於ても思想の動搖はあつたであらうが、盲動に過ぎなかつた。明治維新の當時も隨分思想の動搖は甚しかつた様であるが、多くの國民は盲從して導かるゝ儘であつた。それは外來思想が混せず、純なる大和民族の精神も魂も嚴存して居たから始末がよかつた。八田知紀翁が

いくそたび かきにごしても すみかへる

水は御國の 姿なるらん

と歌つたのも道理であるが、當時は水の本質に等しき大和魂、皇國精神がしつかり生きて居たからである。

今日の思想界には外來の思想が入つて來て居る。猶太人の思想もあれば、露西亞人の思想もあれば、米國人の思想もあれば、支那人の思想もある。それ丈け大和民族の特徴である。大和魂が抜けてるもあり、天皇によりて統治さるゝ世界唯一の帝國臣民の誇りとする皇國精神が消失したのもあり、世界は廣く萬國は多しと雖も、萬世一系

の國體を禮讚する日本國民性のなくなつたのもあり、従つて徒に物質主義を謳歌するもあれば、極端なる利己主義、個人主義に囚はるゝもあり、永遠の生命を認めずして産兒制限を是認するもあれば、國家を認めぬもある。宛然糸の亂れたるが如く、錯雜の林を見るが如き觀あるは、我國現時の思想界である。

たとへ洋服を着ても日本人は日本人と認められねばならぬ。支那料理を喰ふにしても、大和民族は大和民族の本質がなければならぬ。しかせざれば、さもなくば、馬も鹿も區別が出来ぬことになつて、それこそ馬鹿にされ、馬鹿にならざるを得まい。

農村は天地に親しむことが出来、自然に接することが出来る丈け、それ丈け靜に考へ、廣く慮り、審に察し、遠く思ふことが出来る所である。故に眞理を捕ふることも規則を知ること、是非を判斷することも、正邪を區別することも、なし易き所であり、なし得る所である。さればこそ、農村の文明は精神的であり、形而上であり、無形の方面であるとするのである。

靜に考へ得る國民、廣く慮ることの出来る民衆、審に察し得る民族、遠く思索し得る人類は、天下孰れの所に於ても唯農民あるのみとする。生産に従事して民命を維持するが故に大御寶であるばかりでなく、眞理に生さ、規則によりて働き、是非正邪を分つ意味に於て、農村の人は國家の御寶であらねばならぬものである。

落付て漫りに動かす、着實で徒に騒がず、動かば風發し、進めば物皆靡く國民が存在する所に於て、亡びし國もなく、滅せし邦もないのは、歴史の證明する所である。

我皇國の現状を通覽して、農民の自覺を思ふこと痛切であり、農民の責務の大なるを痛感する。三千萬の農民が減じて千萬人となつても、それが盲動せず、盲從せず、毅然として存在せば我國は蓋し泰山のその如く安定する。

近時政府の奨勵する勤儉も、出来ねばならぬ都市に行はれずして農村に成績が上つて居る。消費節約も、やらねばならぬ府民の間に効果少うして、其餘地なき農民間に

行はれて居る。故に經世家、政治家、社會改良家、爲政家、指導者にして思を茲處に輸して最善の努力を敢てするならば、少くも我國家は富貴も淫する能はず、貧賤も移す能はず、威武も屈する能はざる國民を有つことが出來、それを造ることも出来る筈である。

悲哉、我國に先覺者乏しく、野に遺賢少く、爲めに教育は徒に劃一となり、資本主義となり。其弊は市民と農民と區別し難く、多數の農民は無智の淵に沈められて居る特に自由平等が高唱されて以來、如何に思ふも、考ふるも、慮るも、察するも自由であると解釋され、市民と同様の思想になりつゝあり、思想の混亂状態は農村は都市に比して、更に甚しきの感がある。

我國の學者は獨創の見地に立つものは曉天の星よりも尙少い、凡ては模倣學者であり、受賣學者であり、廣知博識の學者であるが故に、世界の學者を紹介するは上手であり、學説を布演するも巧であり、皮肉をつけて焼き直しをするも亦妙である。而も

人の個性を認めて國家の個性を認めず、己に家庭を認めて世界に國家存在を認めぬものもある位、迂なるものや愚なるものがある。彼等の立論述説に農民は引張られ、農民は指導されつゝあるのである。迷惑の民となる、亦偶然ならずと謂ふべきである。それも恕すべしとし、己むを得ぬとするも、而も大和民族の標徴である大和魂、我皇國臣民の眞髓である皇國精神、其等の表現である忠君愛國の國民性、が共に消滅し、一所に亡去するは、忍びんと欲して忍ぶことの出來ぬことであり、堪へんと試みて尙能はざる事である。

見よ、農村の天地にも掠奪が流行して來た、上下利を追ふて血眼になつて騒いで居る、名利に憧憬し奔走し、陷擠これ事として日も足らぬ様である。着んが爲めには自然の雄大も見へずなり、喰はんが爲めには雪月花の風流も分らずな、り逸居の爲めには青風秋雨も愚痴の種にする許りである。修羅の巷は獨り都市のみではない、餓鬼道は都會の獨占ではないのではある。淺間敷こと限り、情けなやの骨頂は農村にも今や

顯然として存在する。それ斯くの如くして、何んぞ皇國の彌榮を望むべきか、斯民の幸福を招來すべきや。

農村計劃は國家永遙の彌榮を目的とする、國民無窮の幸福を基調とする。それ故に現代の思想界が混亂すればする程、農村も亦其弊に陥り、其憾みを感じることが甚しければ甚しき程、思想善導は農村計劃の主なる「モットー」とし、之が計劃を立つるを先決とせねばならぬとする。

農村に指導者を缺くは事實であり、遣賢は殆んど地を拂ふて空しくなつた。故に思想善導は農村に於ては難事の中の難事であり、容易からぬ仕事なりと雖も、恐らく之位容易からぬものはないとする。それ丈け國家を思ふもの、國民を心配する者は、眞劍に對策を講じ、眞面目に其手段方法を論せねばならぬことであるとする。

吾輩は幾多の經驗よりして、

一、農村の國家的地位

一、文明の種類及農村文明の特徴

一、西洋諸國及支那の特徴と日本國の特徴

一、人類満足の點、人生觀

一、農業の本質と價值

一、農業と商工業と異なる點

一、文明人の要望する點

一、文化生活の眞骨頂

一、農民の安心立命

一、生命及生命の價值

は農民に教へ、知らしめ、悟らしめねばならぬと同時に、それ等に自覺せしめ、目醒めしめねばならぬとする。

第五十議會に於て普選案は通過した、次の總選舉よりしては實施さるゝことになつ

た。世論區々なりと雖も、國民向上の道程として吾輩は祝するに吝ならずとする。然し農民の思想が開發されず、それが善導されずば、爲めに累を國家に及ぼし國民の幸福に脅威を及ぼすことなきを保證する能はずとする。知識階級、有産階級にのみ政治に參與する權利が與へられてる今日に於ても、國勢を思ふよりも黨勢を顧慮し、國利に盡くすよりも黨利を漁り、國務に忠實なるよりも黨務に孜々乎たるの感があり、國民は政治に憎惡の感を抱きつゝあるもある。故に選舉權が現在に比して三倍四倍に擴張されしは結構であるが、思想混亂が因をなし、更に政治を混亂に導き、惰落せしむることあらば、我國は自滅の道に上ることになるのである。懼れて恐るべきであり、戒めて慎むべきことである。

今日の農村は形式に囚はれたるが多いのであり、命令獎勵によつて動て居るが常である。従つて國家に立脚し、國民を基調としての計劃が乏しい、特に思想界に於て其感が深い。中には當局者が惡思想の下に働き、危険思想を植へつゝあるもある。

都市は外來思想の入る門戸であれば、如何なる思想も自由に入つて來る。故に新舊思想は渾然として渦をなし、浪をなすは寧ろ當然であるが、農村亦之に習ふて思想の混亂を來せば、天下思想の動搖せぬ所はないことになる。之れやがて國家の動搖となり、崩壞となり、破壊となるのである。

如上の意味に於て、吾輩は思想の善導を農村計劃の一項として高唱する、やらねばならぬ農村計劃であるとする。同時に農村當局者、農村教育者、就中農村指導者を以て任ずる者は、氣を新にして最善の努力を茲處に輸すべきであることを絶叫する。

農村の疲弊、農家の困憊は、今や國家の問題となり、爲めに農村振興は政治上の重要問題となつて來たが、多くは事經濟上に在りとするも、經濟の行語りは未であつて農民思想の動搖と混亂とは其本である。故に單に技術や經濟や政治によりて農村振興をはからんとするは、根に培はずして徒に花果のよきを望むの類である。蓋し勞して功尠く、施設多くして振興の實容易に上るべくもあらずである。今日の事實はよく之

を證明して居り、現實は其誤りなきを證據立て居るではないか。敢て天下同憂の人に告げ、其奮起を憑愆する。

三六、基本調査

計劃の前には調査がなければならず、計劃を立つるには調査が基礎にならねばならぬは、云ふまでもないことである。故に百年の計劃を立てんと欲せば、たとへ大綱で微細は略しても、動かすことの出来ぬ正確な調査がなければならず、一時の事業計劃でも由つて来る根本調査がなければならぬものである。

故に町村の經營、自治體の振興をはかるには、町村是を立てねばならず、それには町村是の調査をせねばならぬと力説して、一時風を興した故前田正名氏の主唱は、其着眼に於て、其順序に於て、確に時代の先見と認めてよい。然し其賢い着眼と、其周到なる順序と、其非凡の努力とを以てして、何故にそれが持續せざりしやは、吾等の

正に考究を要する問題であるとする。

各府縣は氏の提唱を尤もなりとして案を立て之を獎勵し、郡は之に依りて援助指導の務をなし、町村は目醒めし所ほど委員を設け、調査種目を定め、用紙まで作つて、各自分擔して調査に従事した。故に調査の完了する所、した所は、それに基いて町村是を立て、其實行督勵をやつたのである。それが今日中絶したまゝであり、中には調査のみして町村是が出来ずにすんだ所もあり、町村是が出来た丈けで實行されず仕舞になつた所もある。

吾輩の研究した所によると、

- 一、調査が餘りに細目に入りしこと、爲めに繁に堪へざる感を抱かしめた。
- 一、町村是を確立するに際し前途を考慮せざりしこと、目前に囚はれし嫌があつた。
- 一、當局者の交代が頻繁なること、前任者の仕事を踏襲するを好まぬ弊がある。
- 一、時勢の變化が急なりし事、意外なことが起つて案に相違を來たした。

一、督勵機關が不備でありしこと、所によりては督勵の不行届があつた。が、折角の好事業を臺なしにした原因と認める。故に農村計劃を立つるが爲めの調査に付ては、慎重の用意を要し、精密な思慮を要することを、吾輩は力説するものである。

元來調査は、やらぬ内こそ大體論に誰でも賛成するが、調査にかゝると、細に入り微を穿たねばならぬ様になるが常である。よい事もあるが、弊も其處にあり、失敗の因もそれに在る。

調査は調査の爲めの調査ではない、或目的の爲めの調査である。故に目的以外の調査は趣味の爲めとなり、物好きになるのであるから、之は飽くまでも注意をし、我慢もし、見切りを大切にする覺悟が必要であるとする。

唯此處に吾輩が特に提唱せねばならぬは、農村計劃が都市計劃に對し國家の輿論となり、農村自治體本來の責務であると高唱されねばならぬことである。故に政府より

之を全國一齊に奨勵し、地方長官の行政事務の主位に置くことにせねばならぬことを主張する。然らざれば長官が交迭したり、町村長が交迭した爲めに中止することになり、従つて一貫した調査が出来ぬことになる。同時に町村長會に於て、之が高唱され國家に向つて相當調査援助を申請することになし、責務上やらねばならぬことにせねばならぬとする。

それが出来て、始めて町村の個性が分り、行政視察の意義が明瞭となり、監督指導も効果を齎らすことになる。今日は國政と地方行政とは委任事務によりて連絡がとれて居るのみであり、従つて國家の政務と地方政務とが動もすれば相反することがあり國家の根柢を培ふ積りで、反つて根柢を枯らすことになつて居る。之を矯正する意味からしても、農村計劃に國家が相當の力を輸すべきは當然のことであるとする。

調査は極めて大綱を必要とする、例之土地に住居せる人口戸數は如何、其増加率如何、生活の程度如何、當該町村として人口戸數は安定生活を得べき割合になつてゐるや

否や、餘剰の人口戸數は如何、不足の人口戸數は如何、之を消化する餘地ありや否や之を補充する方法如何、如何なる住民を希望すべきや、理想とすべきは如何、理想實現は如何にすべきや、職業の現況如何、業務の能率如何、改善の餘地如何、機關の種類如何、新設すべき機關及既設機關の活動如何、改善案如何等を調査すれば、大概當該町村の現況が分り、實力が分り、如何にすべきやに見當が付く。そこで計劃委員（既説した）が、寄り合ふて、即ち衆智を集めて研究すれば、大體の目鼻がつくことになる。

若し更に調査を要する必要があるれば調査するもよし、他に參考資料を要する必要があるれば、他に交渉して之を參考とするもよい。

斯くして郡で纏め、縣で纏めば、此郡では如何程の人口に過不足があり、縣では如何といふことが分り、其人の職業も分る。都市に送り出してよいものあらう、都市に送り出す教育を必要とするもあらうし、又た朝鮮や北海道や東北や九州の或地方に送

り出す必要が分り、反對に人を輸入せねばならぬ所もあらう。此に於てか政府は住民を調査して、人口移動の方法を講じ、若し内地で片がつかぬ場合は、之を海外に輸送し、渡航者の將來を保障する政策を立つる必要も、凡ての國民に分つて來る。

移民には移民的教育が必要であり、移民には相當の資本も入用である。それが爲めには移民學校の必要も生じ、運送機關や、移民指導の機關も出來て來ねばならぬことになり、散育も外交もそれこそ眞劍になり、國家は無駄なことをせずにするのであるのみならず、下らぬ産兒制限につられたり、人口問題に拙らぬ心配をせずにもすむことが出来る。

都市計劃の進捗は我國人口の調節が目的の一であり、過剰人口の消化が其效果の一に數へられねばならぬものである。故に農村計劃をして、何程の人口過剰ありやが正確にならねば、都市の區域擴張は無意義になる。吾輩は斯る深き遠き意義に於て都市計劃がなされぬことを甚だ遺憾とするものであり、農村の人も都市の人も其處に何等

の考慮をせぬを呑氣な沙汰であるとする。

外國の都市計劃は立派であり、美事であり、國家の裝飾として恥かしからぬのであるが、國家の計劃より割出されず、農村計劃と併行しなかつた爲めに、遠きは羅馬帝國の滅亡や、近くは英國の衰勢を見るの運命を見るが落ちであるとする。此處に目醒めたのは、獨逸と米國とある丈けであり、佛蘭西は大戦後目醒めたが既に遅い。英國は戦前目醒めて、俄然として農村調査をやつたが、戦争の爲めに駄目となり、今日では餘りに都市が膨脹して市民生活をなすものが多くなつた爲めに、農村を犠牲にせねばならぬ羽目に陥つてゐるは、誠に前車の覆りとして、我國の誠めとせねばならぬのに、今日政治家に此悟りがなく、學者に此の洞察が出来ぬがあり、爲政者に此處の觀察が出来ぬがあるは、眞に我帝國の禍であるとする。

今日政府の事業によい事業が随分澤山あるが、それが國民に理解されずにあるが多いのである。たとへば開墾事業の如きは其一例である。然し町村が計劃を立て、移

住者を出すならば、開墾地は立派に經營されるのに、個人が聊かの條件を有利と認め、移住する爲めに、多くは中途で挫折する。此場合誰れも援助する者がなく、まして町村に於てをやである。故に政府の事業も勞した甲斐がなく、移住した者も馬鹿を見ることになるのである。特に甚だしきは、外國移民であつて、世間之を棄民なりと稱して居る。吾輩は評し得て妙なりとするが、國家の爲めに眞に痛恨に堪へずとする。

今更伊太利の如く、英國の如く、獨逸の如く、移民に成功した國を羨むものではないが、今日尙移民政策に根據なき我國を遺憾とする。人が多くて困りながら其道を講せず、徒に都市に流入するを放棄して失業者製造をやり、自他共に困憊して居る様は、全く我國家を毒するものとする。

如斯論じ来れば、如何に農村計劃の必要が痛憾されるであらう。之を必要とする以上調査の必要を認むることが出来。されば之が調査の一日も早く出来る様、吾輩は政府者と町村當局者と共に慫慂せざるを得ぬものである。

何んでも國家の爲めと論ずる、國家の將來と云ふ政治家が、今日尙此事に目醒ざるは何の故か、政治家をして此處に自覺せしむることの出來ぬ國民は何をして居るのか吾輩は權勢に諛ひ、私慾に迷ひ、國家の大事を顧ることの出事ぬ今日の社會と民衆とを慫むものである。

同時に調査に従事する者あり、調査を必要とするものもあるが、徒に調査を趣味とし、調査に囚はれ、調査すべきもの、大所に着眼する能はず、調査の大目的を認むる能はざることを悲しむ者である。

計劃は調査に因り、調査は民衆の自覺に因らねばならぬ。吾輩は此處に國民的の自覺と、農村民の自覺とを切望して止む能はざるものである。

三七、結 論

國家は必ず成立の基礎を有し、堅牢なる國家は堅牢なる基礎の上に建設さるゝ以上

我國家の興隆は其基礎をなす市町村自治體の健全なる發達にあるや議論の餘地なき所である。

唯政治上國家の權力で直接行ふに便宜なるものがある、それは外交と國防と統一と連絡とを要する内政とである。而もそれ等は皆國民の安定と向上とを目的とし、國際間に平和を維持し、協調親和して人類の幸福増進に貢献することを主願とする。

【 341 】

我國に於て眞劍に考慮し計劃せねばならぬことは人口の増加である、土地が狭いといふもそれが爲めであり、原料の生産に恵まれぬ嘆息もそれからであり、上下共に食乏に苦しむ悩みもそれが原因であり、外國に痛くもない腹をエグらるゝも全くそれが爲めである。故に人智進まず、交通開けざりし當時に於ては、人口の増加著しき所に於て、或は避妊の法が議せられ、産兒制限の手段も公然に行はれたものである。而も人智の進み、交通の開けたる今日、今更避妊や産兒制限を以て、人口増加の大勢を抑制せんとするは、文明人の面目を汚がすものであり、文化を裏切るものであつて其

愚や及ぶべからず、其痴や笑に堪へざることである。

人口増加の處は、如何に考へても、誰れが老へても分つて居る。即ち

一、餘剰の人口を人口少き未開の地に移すこと、之には海外移民と内地移民との二方面がある。

一、土地を要せぬ職業に轉せしむること、都市計劃を必要とする理由の主なるものは此處に在る。

一、國民の能率を高めて原料生産の増加をはかり、可成的自給の道を講ずること。

一、商工業を盛にし我國貿易を有利にし、以て國民生活の資料を豊にすること。

に在る。而も我國は石炭と石油と鐵とを缺いで居るのみならず、他の原料にも乏しきが故に、工業も特種のもを陪くの外は、生産費が昂騰し、外國との競争が困難である。爲めに粗製ともなり、濫造の弊にも陥る。それが原因で商業も有利にすることが出来ず、貿易も順調にし難い嫌がある。

海外貿易が開始され、それが盛になつたる今日までの數十年の成績は何を吾等に物語りつゝありや。兩政の整理を急とし、貿易上の利益を高唱しつゝある今日、尙輸入超過に夥しき數字を見るは、何を吾等に教ふるものぞ。吾輩は商工の盛隆を希ひ、特に貿易の振張を念願するものであるが、事實の教訓を無視することは出来ぬのである。然らば我國の能率、特に農民の能率を高むるは如何。其處には大なる餘地があり遠き將來があるとする。而も今日までの政治教育はそれを閑却し、不問に附してゐる感がある。或は今日の教育普及を以て、或は農業教育機關の設置を以て、農民の能率増進が出来るとするもあらんが、それは餘りに皮相の觀察である。試に土に親しみつゝある者、額に汗して泥土に塗れつゝある者を見よ、義務教育以上の教育に恵まれず居るではないか、それは内國も領土も同一である。此憾みは都市の勞働者、役々乎として働く人にも同様であるとする。

全く我國の教育は贅澤となり、嫁入仕度や、俸給取りの資格を得ることのみ便利

になつて居る。或は補習學校の奨励や徒弟學校の設置を掲げて議論せむもあらんが、而も羊頭を掲げて狗肉を賣るに類するは補習學校であり、稀有のものたるは徒弟學校であるとするは、國民の輿論であることを知らば、如上の議論は旭の前の雪の如く消失するものである。

然し餘地は茲處に存し、前途の光明も此處に見ることが出来る。實際農民の能率が増進し、其職に安んじ、其業を樂しむことになれば、土地狭しと雖も、瘦せてると雖も、或程度の自給自足は出来ると思する。

一面土地を要せぬ職業に如何程轉せしむるかは、考慮せねばならぬ問題であるが、精神労働をする者は既に多數の失業者に陥つて居り、都市に集中する者は大河を決せし勢を示しつゝあるが、既に共喰の悲況を現出して居る。然し都市集中が盛なる裡に於て、農村の人口増加の緩和さるゝこともあり、市民生活を幸福にすることもあるが故に、都市計劃の必要も認むるが、徒に都市の美化と便利とを目的とするならば、單

に都市を損ふのみならず、國家をも害ふに至るべしと斷ずる。

都市計劃は、農村計劃と移民教育との對立關係を要する者である。英國でも、伊太利でも、獨逸でも海外に領土を有し、盛に移民を爲し得る國家が、北米合衆國の如き廣漠なる國土を有する國家にあらざる限り、幸福にして有意義の都市計劃は出来るものではない。漫然として都市を造りし羅馬帝國は、既に此世に存在せずして都市の形骸のみ殘されて居るは、偶然でないとする。

吾輩が都市の計劃を必要とし、都市の擴張を是認するは、農村計劃を唱導するからである。それによりて農村の人口増加が調節され、農業に従事する人が安定を得るとするからである。而も無制限に増加する農村人口の増加と、市民自身のする人口増加とは、都市の職業で消化は出来るものでないとする。

故に北海道よし東北の地よし、朝鮮よし、滿蒙よし、我國で處理の出来る所に移民計劃を立て、移民安住の政策が確立せねばならぬ。同時に南米其他の國に於て人を求

めつゝある以上、其處に移民をなす政策があらねばならぬ。外交の妙も、海運業の奨勵も其處に有意義であらねばならぬ。

我國民に缺けてる教育は移民教育であり、我國民共通の缺點は移民的訓練のないことである。移民すべき國は知つて居るもあり、移民の必要も知つて居り、移民の方法も知つて居るが、移民が安住し、移民が光明に輝く天地を造るの道にかけては、何人も知つて居らぬ事が、我大和民族の移民に成功せず、同時に海外諸國をして我移民を忌避せしむる原因であるとする。

國際上の正義人道が叫ばれ、國際間の親善が高唱さるゝ今日、我國家が此處に周到なる計劃を立てゝ進めば、自他の歡喜と満足とを得るにいたらんと、吾輩は信じて疑はぬものである。吾輩は此點に關し我國民に、國民的大覺醒を希ひ、國民的輿論の喚起を絶叫する。

吾國は斷じて英國に則るべきでない、又た北米合衆國に學ぶべきでもない。寶庫を海外に有せず、無盡藏を國內に有せぬ、我帝國は我國情と國勢とに鑑みて獨自の道を踐むべであるとする。

今や農村疲弊に脅かされ、農業經營の不利に愛憎をつかして、徒に都市に走り、漫然として市民生活に入る。爲めに農村に有用の人材を喪ふて、都市には無賴の失業者を生しつゝある。夫れ斯くの如くして、農村と都市とは共に自滅の穴を掘りつゝあり我光輝ある國家を危機に導きつゝある。此現象は愛國者の座視する能はざる所、憂民の士の黙視する能はざる所である。

特に我國民が靜思して閑却出來ぬことに目醒めねばならぬは朝鮮と滿蒙との開發とである。日清戦争は何故にしたか、日露戦争は何の爲めにやつたのか、ない財布を搾り國費を倒盡してまで、且つ何十萬の犠牲者を出して迄、何の爲めに再度の戦争をしたのであるか、吾輩は靜に思はねばならぬ。不幸の民を救ふと共に已を救ふの目的であり、横暴非道の民を懲罪して正義を示すの手段であつたに相違ないのである。而も

今日自他を救ふ能はず、正義人道を示すことが出来ぬとあつては、自他を欺き、正義人道を無視することになる。我等大和民族の堪へ得ぬことであり、彌榮を理想とする皇國民の忍び得ざる所であるまいか。

政治の要は民衆をして各其志を遂げ民心をして倦まざらしむるに在り、各生活上の安定を得るに在る以上、何故に政府も政黨も餘剰、人口の處置に考慮せずや、何故に國民は政府をして其事に努めしめざるや。吾輩が微力を以てして、尙且つ農村計劃を高唱する所以は、上下を自覺せしむるに在る。

農村計劃をなさねば、土地と人口との調和がはかれぬ、それが出来ないでは、農民をして堵に安んせしむることが出来ぬ。之によりて餘剰人口を知ることが出来ずば、都市計劃も無意義になり、國家の大策も立つるに由なしである。之を少く見ても、當該町村に何程の商工業者を増加すべきや、何處まで之を發達せしむべきやも分らぬ筈である。即ち轉業すべき者の安定と農民の安定とは公平であらねばたらぬ、當該町村

で始末がつかぬならば之を他に出す工夫をすべきである。農民のまゝで移住せしめねばならぬものもあらう、或は商工の徒弟として送り出すべきもあらう、或は全戸こぞつて都市其他に移轉せしむべきもあらう、一面耕地の擴張が出来る所もあり、整理すべきもあり、改良をして以て地力を増す所もあらうが、それ等によつて何程の人口増加を消化し得べきや。生産能力のある所もあれば、能率増進の出来る所もあらう、それ等によつて何程の人口を消化し得るや生活の安定と向上とを計り得べきや。なくてはならぬものが出来ずに居り、止みて然るべきものが存在して居り、爲めに生産能力を削ぎ、無駄な消費を敢てして居るものもある。それ等は如何にすべきや、其等の處理によりて住民に如何なる便利と幸福とを與へ得るや、達成の方法如何等は、農村經營に任ずる者の政策であらねばならぬ。

之を政府に徴するも、之を農村自治體に就て見るも、唯だ徒に當面の問題に囚はれ目前の事件に制せられて、所謂大本を顧みる餘裕なく、根幹を知る能はざるの憾があ

る。然らざれば徒に他の文明國のなす所に模擬し、世の流行を追ふの嫌がある。故に世は進めりと云ふと雖も、人智開けりと稱すと雖も迷惑の民のみ多くなり自暴自棄の徒のみ増すばかりである。

今日のまゝで推移せば、益國家は内より亂れて衰頽し、國民は愈危激に走りて自滅の外あるまいと信ずる。外侮を招きつゝあるも、他に國威の失墮を見るも、豈に偶然ならんやである。上に聖天子の居ますあり、下に忠良の臣尙存するありて、斯る悲境をつくりつゝあるは、政治家が徒に名利を事とし、爲政者が偷安をつくり、國民尙未だ自覺せざるに基因すと思へば、痛嘆長息に堪へぬのである。時なる哉、今や普選に直面し、有権者の數は新に千萬人を加ふることゝなつた。國民さへ自覺せば、政治は政治を好む連中が私することが出來ずなり、爲政者も亦偷安するを許さぬことになる故に吾輩は普選實施を以て、單に選舉權の擴張とのみ見る能はず、政治の大本、政策の根幹が建立する機會到來とも見るのである。

國是の下に都市計劃と農村計劃とが對立し、國策として兩計劃と移民計劃とが對應することによつて、我國家は始めて健全なる發達を遂げ、皇國の彌榮も實現するとする。都市計劃既に着手され、移植民問題稍論議さるゝに際し、獨り農村を如何にするべきやに就て、何等の計劃なきは、鼎の足を一本折りて其直立を望むが如きである。今や都市計劃の下に市民は理想に生きつゝあり、希望を抱きて消光をして居る。獨り農村の人、移植民の人は不可解の暗夜に等しき前途に向つて進むべく餘儀なくさせられて居る。理想に生き、希望に活きる青年處女が、農村を見縊り、農民生活をあきらまずとするは無理のないことゝする。斯る國民を見て施すに術なく、此の如き不幸の民を生産して何の對策なさは全く文明の恥辱であり、文化の反逆であると斷言することが出来る。

吾輩は農村の民を愛し、それを國家の至寶と信じて居る。而も今日は斯民が尤も不幸の民となり、迷惑の民となりつゝあるは、眞に同情に不堪とする。それが國家の彌

榮に至大の悪影響を及ぼし、國民の生命に多大の脅威を興ふることを思へば衷心堪へざるものがある。

吾輩は尙正義の士の存するあるを知り、達觀をなす賢士のあるを知り、身命を賭しても國家民衆に盡さん愛國者のあるを知るが故に、敢て農村計劃論をものにして、それ等の人と、自覺ある農民に訴へたのである。


吾輩は多忙寧日なき生活をなしつつあり、而も今日の境遇は材料を得るに困難の立場に在る。故に思到つて資料伴はず、志あつて筆を呵するに暇なき爲めに、甚だ不完全となつたのは、誠に遺憾に堪へぬ。それが爲めに必要とする能はずなりては全く心外とする。賢明なる讀者に、唯御賢察を請ふの外なきを、敢て告白する。

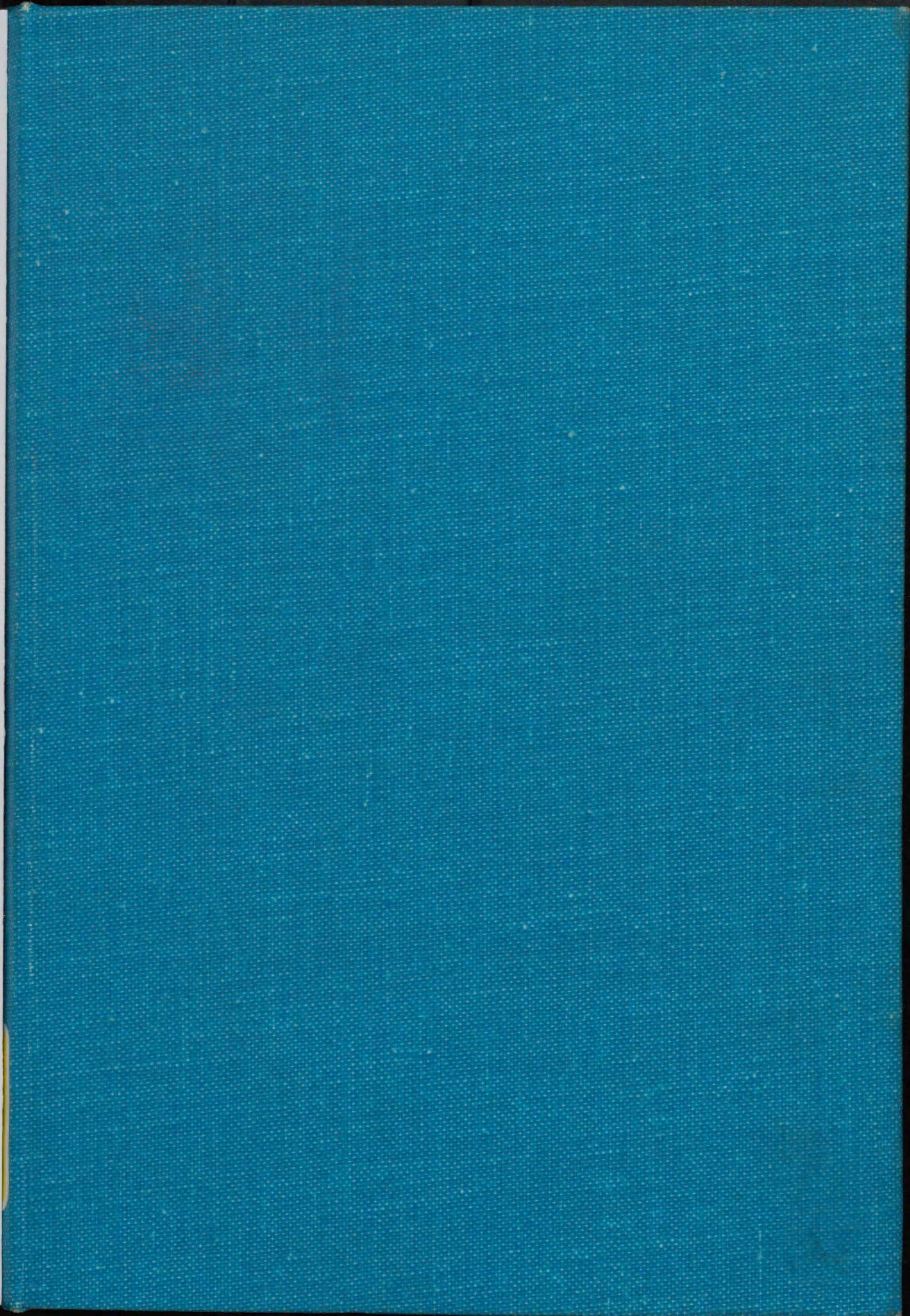
農村計劃 (終)

昭和二年四月十日印刷 昭和二年四月十六日發行		【定價金二圓二十錢】 (送料金十二錢)	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 不許 複製 </div>		著作者	山崎延吉
		發行者	東京市神田區表神保町三番地 伊藤巳之助
		印刷所	東京市神田區錦町三丁目二十五番地 泰文館印刷所
發行所		東京市神田區表神保町三番地 泰文館書店 振替東京六七六〇三番	

升95-2

<p>陳明二季四月十六日 陳明二季四月十七日 陳明二季四月十八日</p>	<p>不 清</p>	<p>登 刊 浪</p>
<p>陳明二季四月二十日 陳明二季四月二十一日 陳明二季四月二十二日</p>	<p>香 山 海 風</p>	<p>文 文 文 文</p>



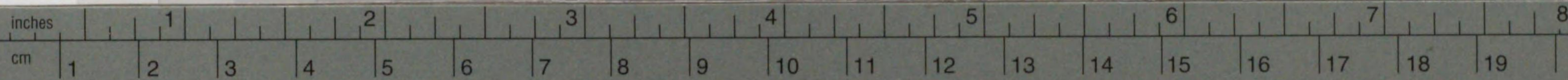


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

